参　考　資　料　集

（令和元年度計画業務実績）

令　和　２　年　６　月３０日

日本私立学校振興・共済事業団

目　　次

日本私立学校振興・共済事業団の業務

Ⅰ　日本私立学校振興・共済事業団の役割

１ 目的 …… 1
２ 沿革 …… 1
３ 事業団の業務運営の基本的方針 …… 1
４ 助成業務の現状と財務運営の取組み …… 2
５ 経営困難な学校法人への対応 …… 2

Ⅱ　事業団に導入された独立行政法人管理手法の特徴

１ 共済組合類型の法人 …… 3
２ 助成業務のみに導入された独立行政法人に準じた管理手法 …… 3
３ 助成業務の運営 …… 3
４ 助成業務の特性 …… 3

Ⅲ　概　　要

１ 助成業務内容 …… 4
（１）補助金の交付 …… 4
（２）資金の貸付 …… 8
（３）助成金の交付 …… 10
（４）受配者指定寄付金の受入れと配付 …… 11
（５）若手・女性研究者奨励金の配布 …… 13
（６）学術研究振興基金の募集と学術研究振興資金の配付 …… 14
（７）経営支援・情報提供 …… 16
２ 共済業務内容 …… 21
（１）短期給付事業 …… 21
（２）年金等給付事業 …… 21
（３）福祉事業 …… 21
３ 事務所の所在地 …… 21
４ 資本金等の状況 …… 22
５ 組織の状況 …… 23
６ 役員の状況 …… 24
７ 職員の状況 …… 26
８ 設立根拠法 …… 26
９ 主管省庁 …… 26
１０ 審議等機関 …… 26
１１ 区分経理 …… 29

助成業務に関する令和元年度計画の実績

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１ 貸付事業 …… 30
２ 経営支援・情報提供事業 …… 33
３ 寄付金事業 …… 35
４ 若手・女性研究者奨励金事業 …… 35
５ 学術研究振興基金・資金事業 …… 36

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項
契約の適正化 …… 37

Ⅲ　財務内容の改善に関する事項
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 …… 42
2 財務内容の管理の適正化 …… 43
3 予算、収支計画及び資金計画 …… 46
①予算 …… 46
②収支計画 …… 54
③資金計画 …… 62
4 短期借入金の限度額 …… 69

Ⅳ　その他業務運営に関する重要事項
1 内部統制に関する事項 …… 70
(1)法人のミッションの周知徹底 …… 70
(2)外部監査の実施、内部監査の充実・強化 …… 72
(3)リスク管理 …… 73
2 情報セキュリティに関する事項 …… 76
3 施設・設備に関する事項 …… 78
4 人事に関する事項 …… 79
5 研修等助成に関する事項 …… 80

日本私立学校振興・共済事業団の業務

Ⅰ　日本私立学校振興・共済事業団の役割

１　目的

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている（日本私立学校振興・共済事業団法第 1 条）。

２　沿革

平成 7 年 2 月 24 日『私学振興のための基盤整備を図る観点から、公的社会保険制度における役割に配慮しつつ、私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団を統合する。』（「特殊法人の整理合理化について」の閣議決定）旨、政府の方針が決定され、平成 9 年 5 月 9 日の「日本私立学校振興・共済事業団法（法律第 48 号）」公布により、平成 10 年 1 月 1 日をもって両法人は解散し、事業団が設立された。

・日本私学振興財団は、私立学校の施設等の整備に必要な資金の貸付け及び教職員の研修等に対する助成を主たる業務として、昭和 27 年 3 月 28 日に設立された「私立学校振興会」をその前身とし、その後、私立大学等の人件費を含む経常費の補助事業に、私学経営についての調査相談・助言等の業務を加え、これらの事業を総合的かつ効率的に実施する機関として、日本私学振興財団法に基づき、昭和 45 年 7 月 1 日に設立されたものである。
・私立学校教職員共済組合は、当時、私学教職員が福利厚生面において、財団法人私学恩給財団・厚生年金保険・財団法人私学教職員共済会・健康保険の四つの制度に任意加入であり、しかもこれらの制度は給付面や財政的基盤の面で不十分な実情であったことから、国・公立学校教職員と均衡の保てるような共済制度を設けることが関係者の間で強く要望され、私立学校教職員共済組合法に基づき、昭和 29 年 1 月 1 日に設立されたものである。

３　事業団の業務運営の基本的方針

事業団の助成業務については、15 年 10 月から独立行政法人に準じた管理手法が導入された。これにより、文部科学大臣が指示する 5 年間の明確な達成目標（中期目標）の下に、自主性、自立性、効率性及び透明性のある法人運営を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことが求められている。このため、事業団はこの中期目標を達成するための 5 年間の計画（中期計画）及びその計画に基づく各年度の業務運営に関する計画（年度計画）を毎年度定め、多様な私立学校のニーズに対応した効率的な執行を図るための事務・事業の見直し、財務の健全化等に重点的に取組んでいる。

一方、共済業務については、国の社会保障制度の一環として運営されており、助成業務とは性格が異なることから、上記管理手法が導入されていないが、事業団全体として両業務の一体的な取組みを図る観点から、助成業務の「中期目標・中期計画・年度計画」に相当する「中期展望・期間中における取組み・年度の取組み」を自主的に策定し、加入者等へのサービスの向上及び運営改善等に向けた取組みを進めている。

４　助成業務の現状と財務運営の取組み

事業団（助成業務）は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息の差額を財源に、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。また、決算において利益が生じた場合には、これを財源として一般財団法人私学研修福祉会が行う研修事業に対する助成金の交付、及び共済業務年金等給付事業を対象とした厚生年金勘定への繰り入れを行っている。

23 年度～27 年度に実施した私立学校施設の耐震改築事業及び耐震改修事業に対する長期低利融資（3 年無利息、4 年目以降 0.5%）の影響が縮小する元年度以降は、貸付金の利息収支差が回復し、元年度助成業務における利息収支差は 2,033 百万円となり 30 年度貸付金利息収支差 1,696 百万円を 337 百万円上回ったものの、日本銀行によるマイナス金利政策により、出資金の再運用の効果が薄いため等、今後も収益の確保が厳しい状況にある。

そのため、今後も、私立学校の多様な資金需要に応えつつ、貸付実績の堅実な確保、貸付金利息の確実な回収により収益を確保し、将来的な債権の劣化に備えた適切な貸倒引当金の計上などにより、財政運営の健全化・安定化を図ることが課題となる。

５　経営困難な学校法人への対応

近年、少子化等の影響により、経営状況が悪化し、経営困難に陥る学校法人が増加しつつある中、事業団ではこの経営困難に陥る等特別な事情がある法人に対する経営相談等を行っている。

22 年 5 月に中央教育審議会大学分科会において「私立大学の健全な発展に向けた方策の充実について（論点整理）」、同年 6 月には「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」が取りまとめられた。これによると文部科学省及び事業団の経営相談機能を充実し、学校法人の経営者が将来的な方向性を早期に判断し得るよう促すことの重要性が指摘された。

さらに、学校法人の経営者が、経営状況の把握、改善に向けた方向性の認識、改善計画の実行といういずれの段階においても身近に経営相談を行うことが可能となるよう、配慮に努めることの重要性も明記された。

また、経営相談機能の充実の具体的施策として、①私学リーダーズセミナーの全国展開、②専門家の人材バンクの創設、③連携・共同の情報の収集・提供、④経営の分析、診断、指導・助言の積極的な実施、⑤経営判断指標の精緻化の 5 点が提言された。事業団では、この提言による取組を中心に、経営相談機能の充実を図っている。

Ⅱ　事業団に導入された独立行政法人管理手法の特徴

１　共済組合類型の法人

事業団は、「特殊法人等整理合理化計画(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)」に基づく特殊法人改革の一環として、「共済組合類型の法人として整理する(助成業務には、独立行政法人に準じた管理手法を導入する)。」とされたが、法人格についてはこれまでどおり特殊法人として現在に至っている。

２　助成業務のみに導入された独立行政法人に準じた管理手法

平成 14 年 12 月 13 日に事業団法の改正法（平成 14 年法律第 157 号）が公布され、助成業務については、独立行政法人の管理手法が導入された。これに伴い、助成業務では、文部科学大臣が指示した明確な達成目標（中期目標）の下に、自主性、自立性、効率性及び透明性のある法人運営を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことが求められ、その目標の達成を目指す業務の実績に対し、第三者（文部科学省及び総務省に設置された独立行政法人評価委員会）による客観的な評価を受けることとなった。その後、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正に伴い、平成 26 年 6 月 13 日に事業団法が改正（平成 26 年法律第 67 号）され、文部科学大臣の下での PDCA サイクルを十分に機能させるため、文部科学大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められた。

一方、共済業務は、国の社会保障制度の一環として運営されており、他の特殊法人のような主務省の政策実施業務とは性格が異なるため、独立行政法人管理手法は導入されていないが、事業団全体として両業務の一体的取組みを図る観点から、自主的に 5 年間の「中期展望及び期間中における取組み、年度の取組み」を策定し、その取組みの実施状況について共済運営委員会の評価を受けることとしている。

３　助成業務の運営

助成業務は、国から運営費交付金など運営費に係る補助金を受けておらず、貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事務・事業の実施に必要な経費を賄い、業務を遂行している。

４　助成業務の特性

助成業務については、従前、文部科学大臣が認可した単年度予算に基づき執行していた。独立行政法人に準じた管理手法導入後は、中期計画を策定し、年度ごとの予算を編成し業務を執行していくこととなったが、そのうち私立大学等経常費補助金は予算自体が国の担当であり、また、貸付金の財源である財政融資資金も国の財政投融資計画に組み込まれ、さらに受配者指定寄付金についても法人税法等の法令に基づいて運用されている。こうしたことから、独立行政法人に準じた管理手法の導入後においても、国の政策との整合性を強く求められている。

Ⅲ　概要

1　助成業務内容

（１）補助金の交付

私立大学等経常費補助金は、①私立大学等（私立の大学・短期大学・高等専門学校）の教育研究条件の維持向上、②学生の修学上の経済的負担の軽減、③私立大学等の経営の健全性向上に資するため、事業団が国から補助金の交付を受け、これを財源として全額、学校法人に対して私立大学等の経常的経費について補助するものである。

この補助金には、各私立大学等における教職員数や学生数等に所定の単価を乗じて得た基準額を教育研究条件の状況に応じ傾斜配分する「一般補助」と教育研究に関する特色ある取組みに応じ配分する「特別補助」がある。

また、「大学力」の向上のため、組織的・体系的に大学改革に取組む学校を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」は、4つのタイプ（1.特色ある教育の展開、2.特色ある高度な研究の展開、3.地域社会への貢献、4.社会実装の推進）毎に選定（一定の点数以上の大学等）され、支援対象校に対して、一般補助においては算定額に一定の割合を乗じた額を増額し、特別補助においてはタイプ毎の得点に応じた額を増額するものである。

元年度は861校に対し3,166億2,757万2千円（一般補助：　2,760億2,735万8千円、特別補助：　406億21万4千円）の交付を行った。

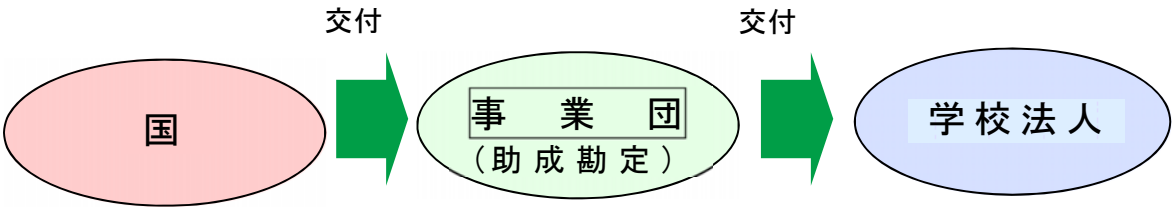

私立大学等経常費補助金（交付状況）

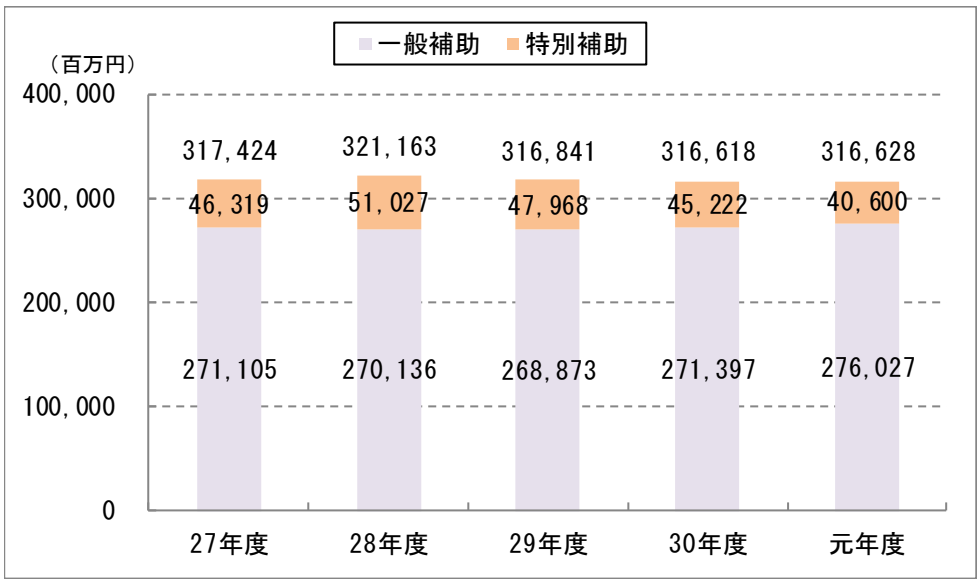

（注）単位未満四捨五入のため、合計と一致しない場合がある。

令和元年度　交付法人数・学校数

区　分	学校法人数		学校数	
	総　数	交付法人数	総　数	交付学校数
	法人	法人	校	校
大　学	563	540	607	576
短期大学	101	97	309	282
高等専門学校	1	1	3	3
計	665	638	919	861

令和元年度　不交付校の事由内訳

区　分	法人数	大　学	短期大学	計
	法人	校	校	校
未完成	7	10	2	12
募集停止	1	0	11	11
他省庁補助	2	2	0	2
申請の無いもの	12	14	13	27
管理運営不適正	3	3	1	4
その他	2	2	0	2
計	27	31	27	58

(注)未完成とは、新たに開設した大学等が学則により修業年限として定めた年数を経過するまでのことをいう。

学校種別の補助金の交付状況

区　分	元年度交付学校数	補助金総額			平均額(1校当たり補助金額)			平均額(学生1人当たり補助金額)		
		30年度	元年度	伸び率	30年度	元年度	伸び率	30年度	元年度	伸び率
	校	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
大　学	576	296,031,435	298,990,682	1.0	518,444	519,081	0.1	153	150	△2.0
短期大学	282	20,172,389	17,245,712	△14.5	69,321	61,155	△11.8	172	155	△9.9
高等専門学校	3	414,306	391,178	△5.6	138,102	130,393	△5.6	200	201	0.5
計	861	316,618,130	316,627,572	0.0	366,033	367,744	0.5	154	150	△2.6

・特別補助は、①成長力強化に貢献する質の高い教育、②社会人の組織的な受入れ、③大学等の国際交流の基盤整備など、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興を図り、私立大学等の質的向上を促進するために交付している。

元年度は、817校に対し406億21万4千円の交付を行った。なお、補助金総額に占める特別補助の割合は、12.8%(前年度14.3%)となっている。

特別補助の交付状況

区分	元年度交付学校数	補助金総額			1校あたり換算額		
		30年度	元年度	伸び率	30年度	元年度	伸び率
	校	千円	千円	%	千円	千円	%
大学	548	41,165,455	37,895,519	△7.9	73,773	69,152	△6.3
短期大学	266	4,035,524	2,695,341	△33.2	14,160	10,133	△28.4
高等専門学校	3	20,632	9,354	△54.7	6,877	3,118	△54.7
計	817	45,221,611	40,600,214	△10.2	53,453	49,694	△7.0

特別補助の項目別交付状況

項目	30年度	元年度
	千円	千円
① 成長力強化に貢献する質の高い教育	4,785,532	5,045,919
② 社会人の組織的な受入れ	3,829,572	344,269
③ 大学等の国際交流の基盤整備	7,238,512	5,434,244
④ 大学院等の機能の高度化	17,724,865	17,964,747
⑤ 経営強化等支援	1,200,000	997,278
⑥ 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	9,132,067	9,986,525
⑦ 東日本大震災からの復興支援	1,087,494	526,474
⑧ 平成30年7月豪雨等からの復興支援	194,231	－
⑨ 平成30年北海道胆振東部地震からの復興支援	29,338	－
⑩ 台風第19号、第20号及び第21号からの復興支援	－	300,758
計	45,221,611	40,600,214

・私立大学等改革総合支援事業については、元年度は、支援対象校310校に対し、経常費補助金として124億5,620万6千円の増額配分を行った。

私立大学等改革総合支援事業による増額

区分	対象学校数		一般補助による増額		特別補助による増額		増額計	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
	校	校	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大学	260	242	7,221,823	7,788,131	5,276,200	3,807,609	12,498,023	11,595,740
短期大学	85	68	198,211	163,036	833,000	697,430	1,031,211	860,466
高等専門学校	1	0	6,808	0	5,600	0	12,408	0
計	346	310	7,426,842	7,951,167	6,114,800	4,505,039	13,541,642	12,456,206

（ 参 考 ）

交 付 額 分 布 表

【 大 学 】

区　　分	30年度		元年度	
	学校数	構成比率	学校数	構成比率
	校	%	校	%
30 億　　円以上　～	14	2.5	16	2.8
25 億　　円以上　～　30 億　　円未満	11	1.9	9	1.6
20 億　　円以上　～　25 億　　円未満	7	1.2	7	1.2
15 億　　円以上　～　20 億　　円未満	11	1.9	11	1.9
10 億　　円以上　～　15 億　　円未満	19	3.3	23	4.0
9 億　　円以上　～　10 億　　円未満	8	1.4	9	1.6
8 億　　円以上　～　9 億　　円未満	13	2.3	7	1.2
7 億　　円以上　～　8 億　　円未満	13	2.3	13	2.3
6 億　　円以上　～　7 億　　円未満	15	2.6	16	2.8
5 億　　円以上　～　6 億　　円未満	29	5.1	26	4.5
4 億　5,000 万円以上　～　5 億　　円未満	13	2.3	10	1.7
4 億　　円以上　～　4 億　5,000 万円未満	18	3.2	21	3.6
3 億　5,000 万円以上　～　4 億　　円未満	23	4.0	17	3.0
3 億　　円以上　～　3 億　5,000 万円未満	34	6.0	24	4.2
2 億　5,000 万円以上　～　3 億　　円未満	44	7.7	41	7.1
2 億　　円以上　～　2 億　5,000 万円未満	50	8.8	54	9.4
1 億　5,000 万円以上　～　2 億　　円未満	61	10.7	61	10.6
1 億　　円以上　～　1 億　5,000 万円未満	70	12.3	74	12.8
5,000 万円以上　～　1 億　　円未満	76	13.3	89	15.5
5,000 万円未満	42	7.4	48	8.3
計	571	100.0	576	100.0

【 短期大学 】

区　　分	30年度		元年度	
	学校数	構成比率	学校数	構成比率
	校	%	校	%
2 億　　円以上　～	6	2.1	2	0.7
1 億　9,000 万円以上　～　2 億　　円未満	3	1.0	0	0.0
1 億　8,000 万円以上　～　1 億　9,000 万円未満	2	0.7	2	0.7
1 億　7,000 万円以上　～　1 億　8,000 万円未満	1	0.3	2	0.7
1 億　6,000 万円以上　～　1 億　7,000 万円未満	4	1.4	1	0.4
1 億　5,000 万円以上　～　1 億　6,000 万円未満	2	0.7	0	0.0
1 億　4,000 万円以上　～　1 億　5,000 万円未満	3	1.0	4	1.4
1 億　3,000 万円以上　～　1 億　4,000 万円未満	5	1.7	3	1.1
1 億　2,000 万円以上　～　1 億　3,000 万円未満	6	2.1	9	3.2
1 億　1,000 万円以上　～　1 億　2,000 万円未満	6	2.1	5	1.8
1 億　　円以上　～　1 億　1,000 万円未満	20	6.9	13	4.6
9,000 万円以上　～　1 億　　円未満	11	3.8	15	5.3
8,000 万円以上　～　9,000 万円未満	17	5.8	18	6.4
7,000 万円以上　～　8,000 万円未満	26	8.9	18	6.4
6,000 万円以上　～　7,000 万円未満	29	10.0	27	9.6
5,000 万円以上　～　6,000 万円未満	34	11.7	24	8.5
4,000 万円以上　～　5,000 万円未満	38	13.1	39	13.8
3,000 万円以上　～　4,000 万円未満	36	12.4	42	14.9
2,000 万円以上　～　3,000 万円未満	27	9.3	37	13.1
1,000 万円以上　～　2,000 万円未満	12	4.1	19	6.7
1,000 万円未満	3	1.0	2	0.7
計	291	100.0	282	100.0

【 高等専門学校 】

区　　分	30年度		元年度	
	学校数	構成比率	学校数	構成比率
	校	%	校	%
2 億　　円以上　～	0	0.0	0	0.0
1 億　5,000 万円以上　～　2 億　　円未満	1	33.3	0	0.0
1 億　5,000 万円未満	2	66.7	3	100.0
計	3	100.0	3	100.0

（２）資金の貸付

学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校、専修学校又は各種学校の校地・校舎等の施設設備の整備その他経営のために必要な資金を貸し付ける。元年度は 78 法人（30 年度：119 法人）に対し 485 億 2,530 万円（30 年度：535 億 6,340 万円）の新規貸付を行った。

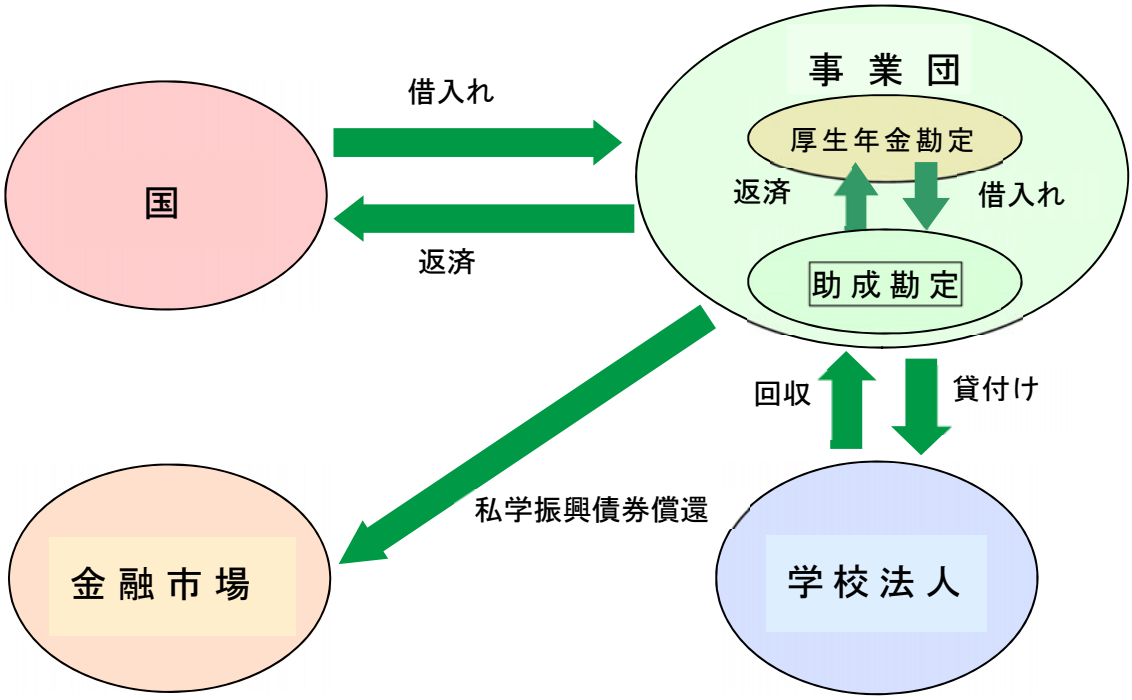

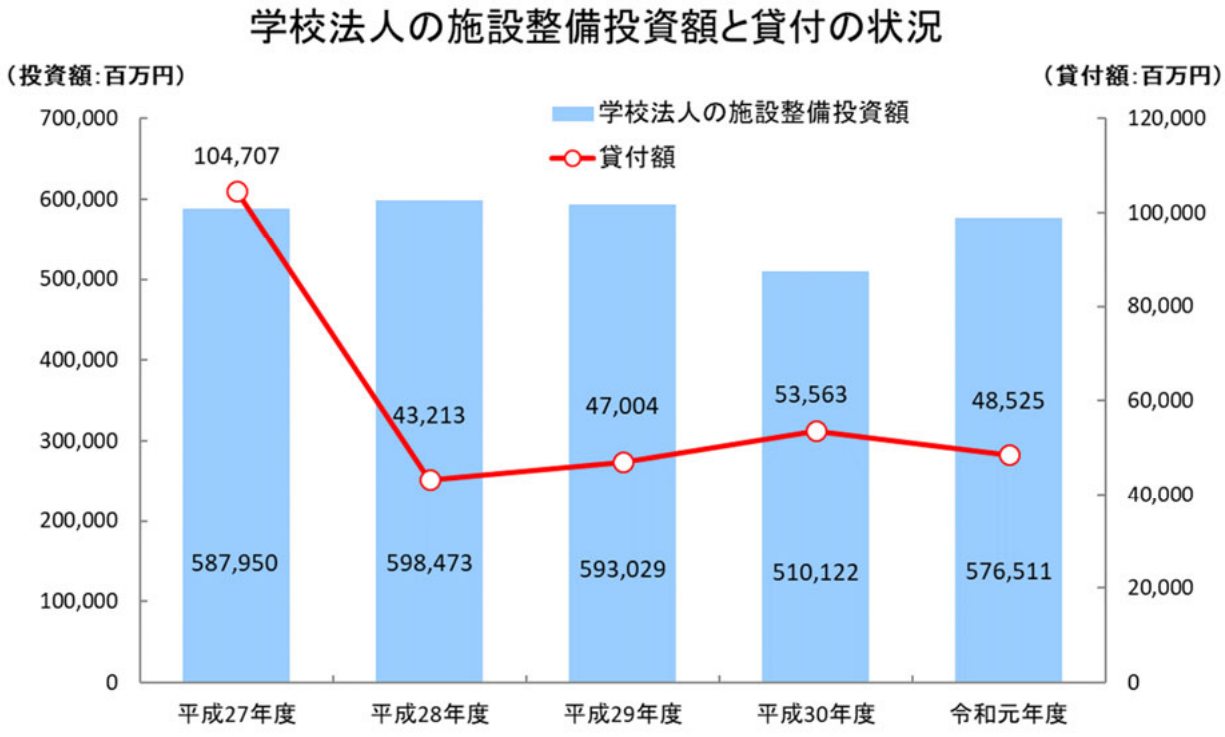

令和元年度　学校法人別貸付実績

区　　分	法人数	契約件数	貸付額
	法人	件	千円
大　学　法　人	27	41	38,563,200
短期大学法人 高等専門学校法人	6	8	1,369,000
高等学校法人 中等教育学校法人 中学校法人 小学校法人 特別支援学校法人	14	14	4,832,600
幼　稚　園　法　人	28	32	2,533,400
専　修　学　校　法　人	3	5	1,227,100
各　種　学　校　法　人	0	0	0
計	78	100	48,525,300

令和元年度　貸付金の計画と実績

区　　分	計画額	貸付実績		
		法人数	事業件数	貸付額
	千円	法人	件	千円
一　般　施　設　費	47,900,000	71	85	39,146,600
教育環境整備費	1,400,000	8	8	4,135,200
災　害　復　旧　費	300,000	2	3	199,000
公　害　対　策　費	100,000	1	1	16,700
特　別　施　設　費	12,800,000	3	3	5,027,800
計	62,500,000	85	100	48,525,300

（注）法人数は、費目別の法人数である。

令和元年度　貸付財源計画と実績　　（単位：千円）

区　　分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引増△減 (B)-(A)
政　府　出　資　金	－	－	－
長　期　借　入　金	29,100,000	29,100,000	0
厚生年金勘定からの資金の融通	31,100,000	16,100,000	△ 15,000,000
自　己　資　金　等	2,300,000	3,325,300	1,025,300
計	62,500,000	48,525,300	△ 13,974,700

（３）助成金の交付

私立学校教職員の研修と福祉を図ることを目的として、全私学総意のもとに設立された一般財団法人私学研修福祉会が実施する、私立学校の教職員の資質向上のための各種研修会事業等に対し、その事業費の一部として、前事業年度の損益計算上の利益金から助成金を交付している。また、助成金のほかに私立学校教職員の福利厚生の充実を図るため共済業務年金等給付事業（既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源）を対象として、当事業団の「厚生年金勘定」へ繰り入れを行っている。

30 年度は、前年度の決算において損失を計上したことから助成金及び厚生年金勘定への繰り入れは行っていない。

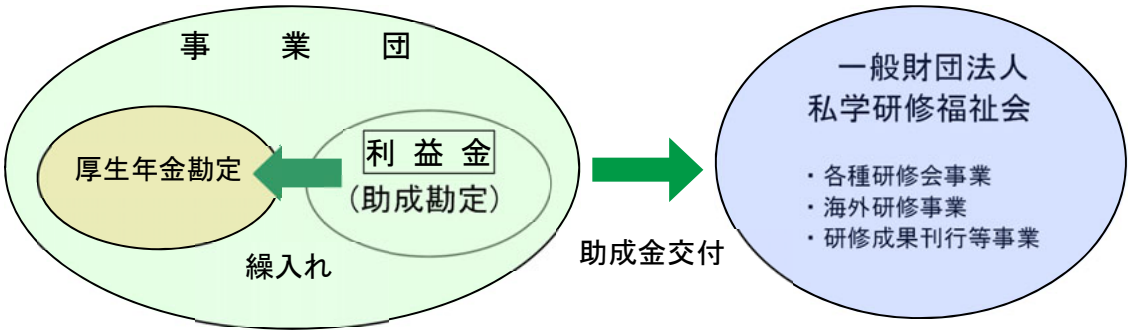

（４）受配者指定寄付金の受入れと配付

受配者指定寄付金は、私立学校の教育と研究の振興のために法人または個人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する制度である。寄付者は法人税または所得税について税法上の優遇措置（昭和 40 年大蔵省告示第 154 号）を受けることができ、寄付者が法人の場合には寄付金の全額を損金算入することが認められており、個人の場合には特定寄付金として所得控除の適用を受けることができる（P. 上段の表参照）。

令和元年度の寄付金の受入れは 257 億 1,605 万円であった。これに対し、寄付金の配付は、受入寄付金に前年度繰越金 300 億 7,599 万 9 千円を加えた 557 億 9,204 万 9 千円を財源として 409 億 4,773 万 2 千円となった。

なお、元年度に配付申請のなかった寄付金 148 億 4,432 万 2 千円は翌年度へ繰り越すこととなった。

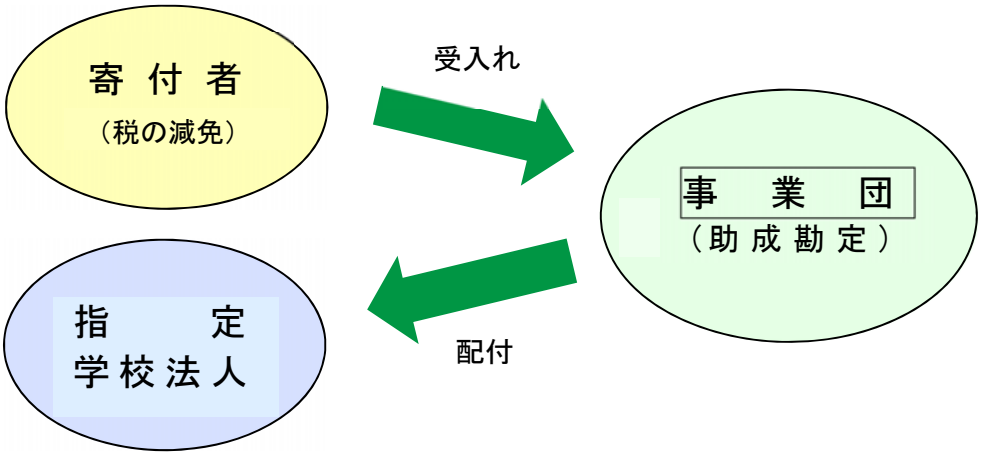

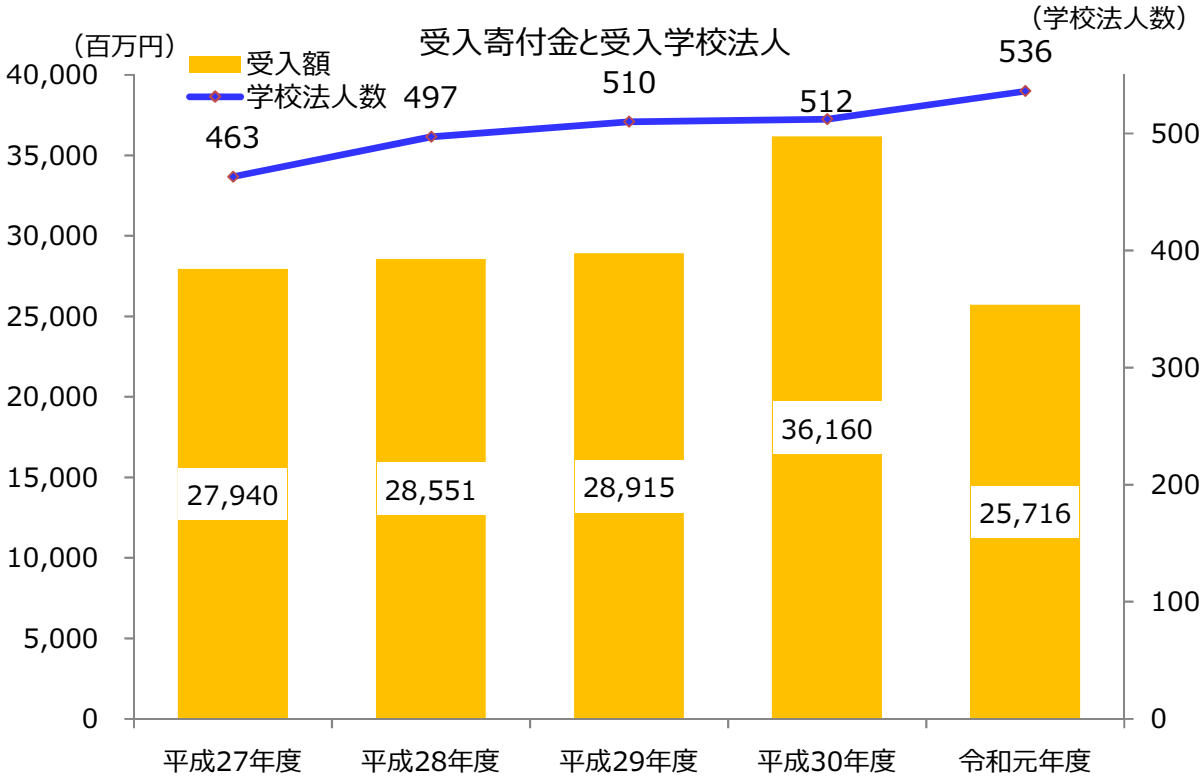

学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧

寄付者 ＼ 寄付の受け手		法　　人	個　　人
学校法人（私立学校）	**受配者指定寄付金**	**寄付金の全額が損金算入できる**	**〔所得控除額〕 ＝寄付金額（総所得金額等の 40%が上限）－2 千円**
	特定公益増進法人	一般の損金算入限度額と別枠で損金算入できる ＝（資本等の金額×0.375％＋当該年度所得×6.25％）×1/2	同　上
	一定の要件を満たした学校法人		〔所得控除〕 寄付金額（所得の40％が上限）－2千円を所得から控除 または 〔税額控除〕 {寄付金額－2千円}×40％を 所得税額から控除（所得税額の25％が限度） のいずれかを選択
国立大学法人（国・地方公共団体）		寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除〕 寄付金額（所得の40％が上限）－2千円を所得から控除 または 〔税額控除〕※修学支援に対する個人寄付が対象 {寄付金額－2千円}×40％を所得税額から控除のいずれかを選択（一定の要件を満たした国立大学法人が対象）

寄付事業別配付額一覧　　（単位：千円）

区　　分	施設・設備	経常費	基　金	借入返済	総　計
大 学 法 人	13,010,478	16,001,949	919,828	1,244,400	31,176,655
短期大学・高等専門学校法人	26,666	349,960	—	—	376,626
高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校法人	158,240	1,786,201	94,300	1,201,622	3,240,363
幼 稚 園 法 人	230,940	289,738	—	8,034	528,712
専修学校法人	4,900,832	567,872	—	156,672	5,625,376
計	18,327,156	18,995,720	1,014,128	2,610,728	40,947,732

（注）千円以下四捨五入

（５）若手・女性研究者奨励金の配付

私立の大学・短期大学・高等専門学校の特色ある教育・研究の次世代の担い手となる人財の育成を図るため、特色ある研究に取り組む機会を提供することを目的として、研究奨励金を配付している。

この財源は、経済界、私学関係者等広く一般から寄付金で賄うこととしている。

元年度は、平成 30 年度以前に受け入れた寄付金を財源として、若手研究者奨励金 31 件に対し 1,240 万円、女性研究者奨励金 31 件に対し 1,240 万円、計 2,480 万円を配付した。

この寄付金は、「特定公益増進法人」に対する寄付金として、法人税又は所得税について税法上の優遇措置を受けることができる。寄付者が法人の場合には一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められており、個人の場合には特定寄付金として所得控除の適用を受けることができる（P. 12 上段の表参照）。

なお、元年度に受け入れた寄付金は 1,659 万円となっており、2020 年度　若手・女性研究者奨励金として配付する予定である。

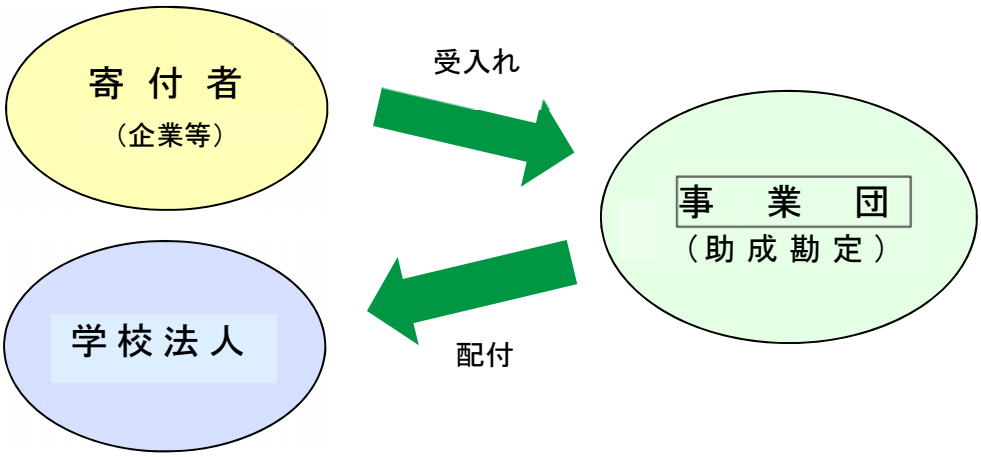

若手・女性研究者奨励金の受入寄付金及び配付実績　　（単位：万円）

区　　分	平成 30 年度寄付金	令和元年度寄付金
法　人　等	1,600	1,040
個　　人	61	11
そ　の　他	451	608
合　　計	2,112	1,659
区　　分	令和元年度配付額	令和 2 年度配付予定額
若手研究者奨励金	1,240	1,240
女性研究者奨励金	1,240	1,240
合　　計	2,480	2,480

（注）元年度配付にあたり 728 万円を学術研究振興基金経理から繰り入れた。

（６）学術研究振興基金の募集と学術研究振興資金の配付

私立学校の学術研究に直接必要な資金を配付するため、「学術研究振興基金」を設け、経済界、私学関係者等広く一般から寄付金を受け入れている。この基金の運用益を「学術研究振興資金」として私立大学等が行う学術研究のための設備の取得費、維持費、その他の研究経費に対し配付している。

この基金への寄付については、「特定公益増進法人」に対する寄付金として、法人税又は所得税について税法上の優遇措置を受けることができる。寄付者が法人の場合には一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められており、個人の場合には特定寄付金として所得控除の適用を受けることができる（P. 12 上段の表参照）。

元年度の受入基金は 27 万円で、元年度末の「学術研究振興基金」保有額は 54 億 1,510 万 8 千円となっている。

元年度の学術研究振興資金は、研究課題 41 件に対し、8,110 万円の配付を行った。

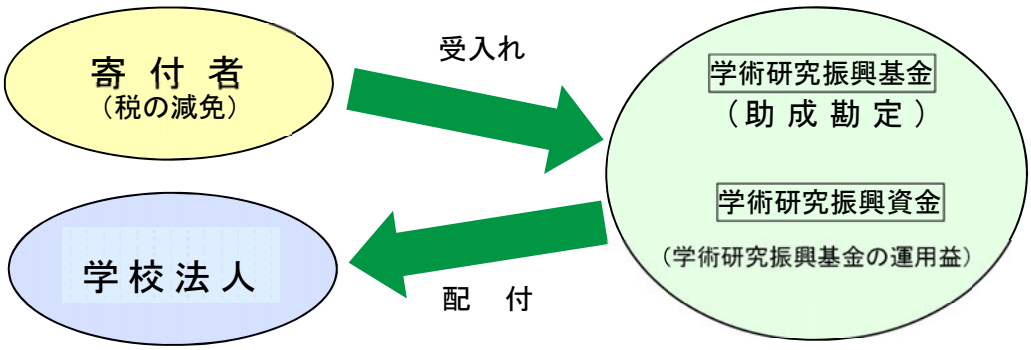

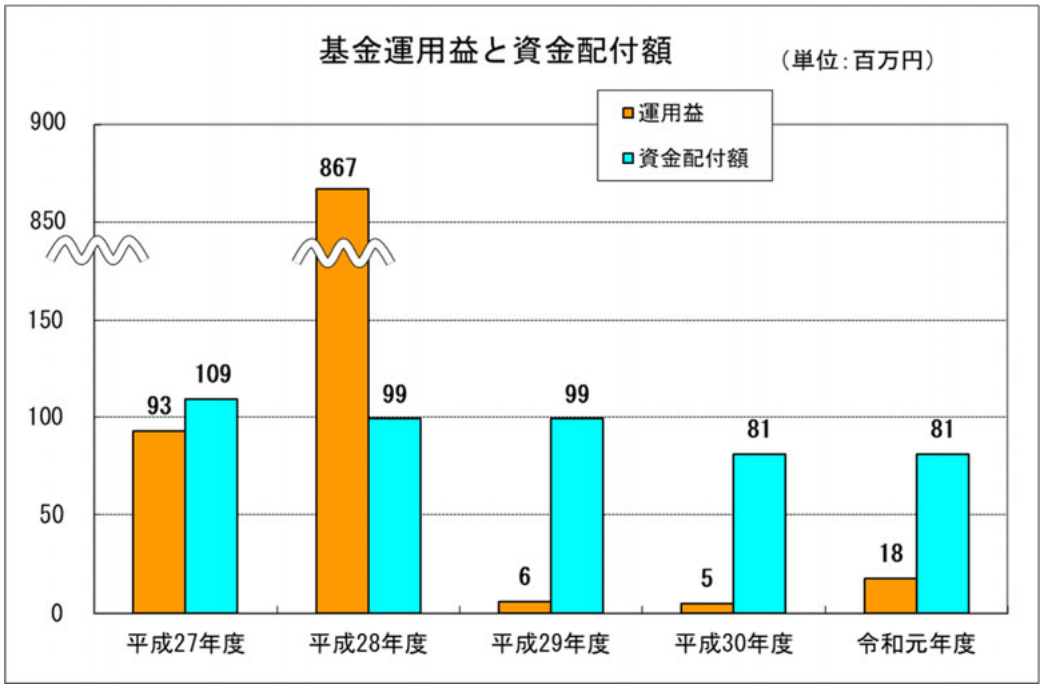

学術研究振興資金（旧・若手研究者奨励金を含む）の配付実績

区　　分	令和元年度		累計（昭和51年度～令和元年度）	
	件　数	金　額	件　数	金　額
	件	千円	件	千円
医　　学	14	29,100	873	2,964,280
環境科学	0	0	79	227,740
理　　学	8	20,900	292	976,410
工　　学	6	12,400	456	1,663,160
農　　学	3	9,900	139	338,800
文　　学	4	4,100	610	755,560
法　　学	0	0	68	107,420
経 済 学	2	1,400	202	243,080
家 政 学	0	0	100	223,460
体 育 学	0	0	16	31,800
教 育 学	4	3,300	190	196,270
小　　計	41	81,100	3,025	7,727,980
若手研究者奨励金	―	0	311	139,300
計	41	81,100	3,336	7,869,280

（注1）研究分野の「医学」には薬学、歯学を、「理学」には生物学、生物科学、生物人類学(生物系理学)を、「工学」には情報科学、原子力学を、「文学」には哲学、心理学、社会学、文化人類学、史学を、「法学」には政治学をそれぞれ含む。

（注2）学術研究振興資金事業としての「若手研究者奨励金」の配付は、平成20年度から29年度までである。

（７）経営支援・情報提供

①情報の収集・提供及び調査・研究

学校法人の教育条件及び経営に関する情報収集と研究分析を行い、学校法人及び関係者に対し、中・長期的な観点から、広い視野に立った情報を提供する。

元年度においても、「学校法人基礎調査」及び「学校法人等基礎調査」を実施し、学校法人基礎調査のうち大学・短期大学・高等専門学校を対象とする学生納付金調査、学生数調査、教職員数調査については、学校法人の事務負担を軽減するため私学関係団体及び事業団の調査の一元化を図り、ワンソース・マルチユース環境を実現している。

○学校法人基礎調査

調査対象・項目

調査対象		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校の各法人
調査項目	管理運営	学校法人の概要、諸規程の整備状況、学校法人及び学校の沿革、教育（研究）の理念、法人組織機構図、設置学校一覧、学校等のキャンパス一覧、設置学部課程一覧、設置学科等一覧、役員数・役員個人票
	教育条件（注）	学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数 入学試験区分別入学志願者数等 学年別中途退学者数等、最低在学年限超過学生数等 編入学定員数・現員数及び志願者数 卒業者数及び卒業生進路状況、卒業生進路状況うち就職者分類 学年別留年（原級留置）者数等 土地面積、建物面積及び図書館（室）、教員・職員数 大学等専任教員等・個人票、大学等専任職員・個人票 学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金 その他の徴収金（後援会費、同窓会費等）、学校債募集状況 寄付金募集状況、学生納付金等決定方式
	財務状況	資金収支計算書、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、寄付金内訳表、貸借対照表、 借入金等残高内訳表、計算書類記載事項、収益事業
	教育情報	学校・学部等の特色、学校・学部等での学び、進路・就職情報、様々な取組、学費・経済的支援、入試・学生情報、教員情報等に係る情報

（注）教育条件のうち「大学等専任教員等・個人票、大学等専任職員・個人票」、「土地面積、建物面積及び図書館（室）」以外は、文部科学省、私学関係団体等の調査を一元化した調査項目である。

提出状況

区　　分	調査対象法人数 (注)	提出法人数	提出率(%)
大　学　法　人	565	565	100.0
短 期 大 学 法 人 高等専門学校法人	102	102	100.0
高 等 学 校 法 人 中等教育学校法人	744	734	98.7
中　学　校　法　人 義務教育学校法人 小　学　校　法　人	35	34	97.1
計	1,446	1,435	99.2

（注）調査対象法人数は、合併により廃止となったが、合併法人の協力により財務データの提出があった法人を含み、休眠等法人を除いたものである。

○学校法人等基礎調査

調査対象・項目

調査対象	特別支援学校、幼稚園、認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）、専修学校、各種学校の各法人、その他の法人と個人立の学校	
調査項目	学校法人	学校法人等の概要、設置学校等一覧、教員・職員数、生徒・児童・園児数等、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表
	その他の法人・ 個人立の学校	学校法人等の概要、設置学校等一覧、教員・職員数、生徒・児童・園児数等、資金収支計算書

提出状況

区　　分(注1)	調査対象法人等数 (注2)	提出法人数	提出率(%)
特別支援学校法人	12	12	100.0
幼　稚　園　法　人	5,418	4,918	90.8
専 修 学 校 法 人	932	803	86.2
各 種 学 校 法 人	187	143	76.5
その他の法人（※3）	4,098	2,672	65.2
個 人 立 の 学 校	986	501	50.8
計	11,633	9,049	77.8

（注1）「その他の法人」及び「個人立」については、学校数である。

(注 2)調査対象法人等数は、元年 5 月時点の法人等数である(文部科学省調査)。
(注 3)「その他の法人」とは、社会福祉法人、宗教法人、財団法人、医療法人、株式会社等の法人のうち、学校を設置している法人を指す。

②私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究、提供、指導・助言

学校法人の依頼に応じて経営相談を行い、ニーズに応じた分析資料等を提供するとともに指導・助言を行う。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報の収集・研究分析を行い、その成果を学校法人及び関係者に提供する。

さらに、就学人口の減少等による私立学校を取り巻く経営環境の悪化に伴い、学校法人の教育改革や経営改善への取組みを積極的に支援する。

中央教育審議会大学分科会（22 年 6 月開催）で取りまとめられた経営相談機能の充実への具体的取組みとして、理事長や学長などのリーダーを対象に経営改革や教学改革の必要性について問題意識を共有する「私学リーダーズセミナー」を 22 年度に始め、元年度も引き続き実施した。また、将来、学校運営の中核を担う若手職員を対象に学校法人経営や高等教育政策の課題について、広範な知識と柔軟な思考力を習得するための、「私学スタッフセミナー」を 24 年度から始め、元年度も引き続き実施した。

経営相談実施状況

区　　分	件 数
大 学 法 人	41 件
短期大学法人	14 件
高等学校法人	16 件
計	71 件

刊行物の発行状況

・令和元年度版　今日の私学財政(大学・短期大学編)（CD-ROM)
・令和元年度版　今日の私学財政(高等学校・中学校・小学編)（CD-ROM)
・平成 30 年度版　今日の私学財政(幼稚園・特別支援学校編)
・平成 30 年度版　今日の私学財政(専修学校・各種学校編)
・平 成 31 年 度　私立大学・短期大学等入学志願動向
・私学経営情報第 34 号
「私立高等学校の教育改革と経営改善方策に関するアンケート」報告

その他の取組みの実施状況

内　　容	件　　数
教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言件数（訪問・電話・メールなどによる）	573 件 (会計処理 446 件、規程 30 件、財務 31 件、学生募集･志願動向 0 件、被災対応 0 件、管理運営等その他 66 件)
私学情報資料室の外部利用件数	136 件
学校法人等への資料提供件数	167 件
研修会等講師派遣件数	23 件 (私学関係団体等 16 件、学校法人 7 件)

③大学ポートレート（私学版）の構築

「大学ポートレート」は、大学・短期大学の教育情報の公表と活用を目的に、国立・公立・私立の大学と短期大学の教育情報を、共通のＷＥＢサイトで提供するものである。大学や短期大学の多様な教育活動の状況を、国内外のさまざまな人にわかりやすく発信することを目的に構築された。

公表する教育情報の管理は、私立の大学と短期大学に関しては私学事業団が行い、国公立大学等に関しては独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行っている。

私立の大学と短期大学の教育情報については、26 年 10 月 6 日に大学ポートレート（私学版）を構築し、公表を開始した。また、国公立大学等の教育情報については、27 年 3 月 10 日に公表が開始され、国公私共通の大学ポートレートが稼働した。

元年度は、モバイル機能や検索機能の追加を実施した。また、30 年度に引き続き、周知のための広報活動を行った。

令和元年度　私学経営情報センターが行う
サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問
会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧
学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析
学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表
大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

○経営者や職員の研修・育成
私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援
学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介
教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

（会計処理等、基礎調査、e - マネージャについてのご質問への回答）
電話・メールで回答します
●会計処理等についてのご質問
☎03（3230）7846～7848
●基礎調査、e - マネージャについてのご質問
☎03（3230）7840～7844

（私学情報資料室） ☎03（3230）7846～7848
●学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます（私学振興事業本部（九段事務所1階））

（データ提供） ☎03（3230）7846～7848
●インターネットを利用して学校法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています
◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

（依頼に基づく資料提供） ☎03（3230）7839
●「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します
●ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます（内容により、日数を要します）

（大学ポートレート（私学版）） ☎03（3230）7852～7854
●私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

（セミナー） ☎03（3230）7849～7851
●理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

（講師派遣） ☎03（3230）7838
●センターの職員を講師として派遣します
●講師派遣については交通費と講演料が必要です

（経営相談） ☎03（3230）7826
●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
●必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します
●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います
●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります。

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

２　共済業務内容

（１）短期給付事業

短期給付事業は、加入者及びその被扶養者の病気、負傷、死亡、出産、災害のほか加入者の休業に関する給付を行っている。

短期給付には、法定給付と付加給付があり、法定給付は保健給付、休業給付、災害給付に大別し、現在 22 種類の給付を行っている。また、付加給付は、共済規程により 13 種類の給付を行っている。

以上の法定給付及び付加給付のほか、加入者本人の療養の給付にかかる自己負担（一部負担金）に対する「一部負担金払戻金」の制度がある。

（２）年金等給付事業

年金等給付事業は、加入者や遺族の生活のために年金や一時金の給付を行っており、年金は原則として基礎年金の上乗せ給付として設計されている。

年金等給付には、厚生年金給付、経過的職域加算額（共済年金）、退職等年金給付及び被用者年金制度一元化前に受給権が生じた共済年金等があり、加入者が一定の年齢に達したことを事由とする老齢給付、障害を事由とする障害給付、死亡を事由とする遺族給付を支給している。その他、日本国籍を有しない外国人が退職後に日本国内に住所を有しなくなった場合の脱退一時金がある。

（３）福祉事業

福祉事業は、加入者及び被扶養者の健康の保持増進及び日常経済生活の援助を目的として行っている事業である。

「日常生活をより豊かに、より健康に」のテーマのもとに、保健事業・医療事業・宿泊事業・貯金事業（積立貯金、積立共済年金及び共済定期保険）・生涯生活設計の支援事業・貸付事業を実施している。

３　事務所の所在地

事務所名	郵便番号	所　在　地	電話番号
本部 私学振興事業本部	102-8145	東京都千代田区富士見 １丁目１０番１２号	03-3230-1321(代表)
共済事業本部	113-8441	東京都文京区湯島 １丁目７番５号	03-3813-5321(代表)

４　資本金等の状況

助成業務を拡充するため、事業団は資本金の全額を国から受けており、令和２年３月末現在の資本金は1,086億7,786万3千円（うち債権出資17億5,911万5千円）である。なお、平成14年度より、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、出資金の追加が停止されていたが、平成21年度補正予算において、授業料減免事業による学生への経済的支援を行っている私立大学等や緊急融資を必要とする小規模学校法人に対する無利子融資が創設され、11,000百万円が追加出資された。

また、平成23年度において、東日本大震災で被災した学校法人に対する復旧支援融資を実施するため、第一次補正予算として22,554百万円、耐震改築事業に対する長期低利融資を実施するため、第三次補正予算として5,612百万円、合計28,166百万円が追加出資された。

その後、耐震改築事業に対する長期低利融資の借入需要の増に伴い、平成24年度においては、経済危機対応・地域活性化予備費により8,593百万円、同融資対象法人の拡充や耐震改修（補強）工事等に対する長期低利融資の新設に伴い第一次補正予算により3,601百万円、合計12,194百万円が追加出資され、さらに、平成26年度においては第一次補正予算により8,349百万円が追加出資された。

（単位：千円）

区　分	平成30年度末	当期増加額	当期減少額	令和元年度末
政府出資金	108,677,863	―	―	108,677,863

５　組織の状況（令和２年３月31日現在）

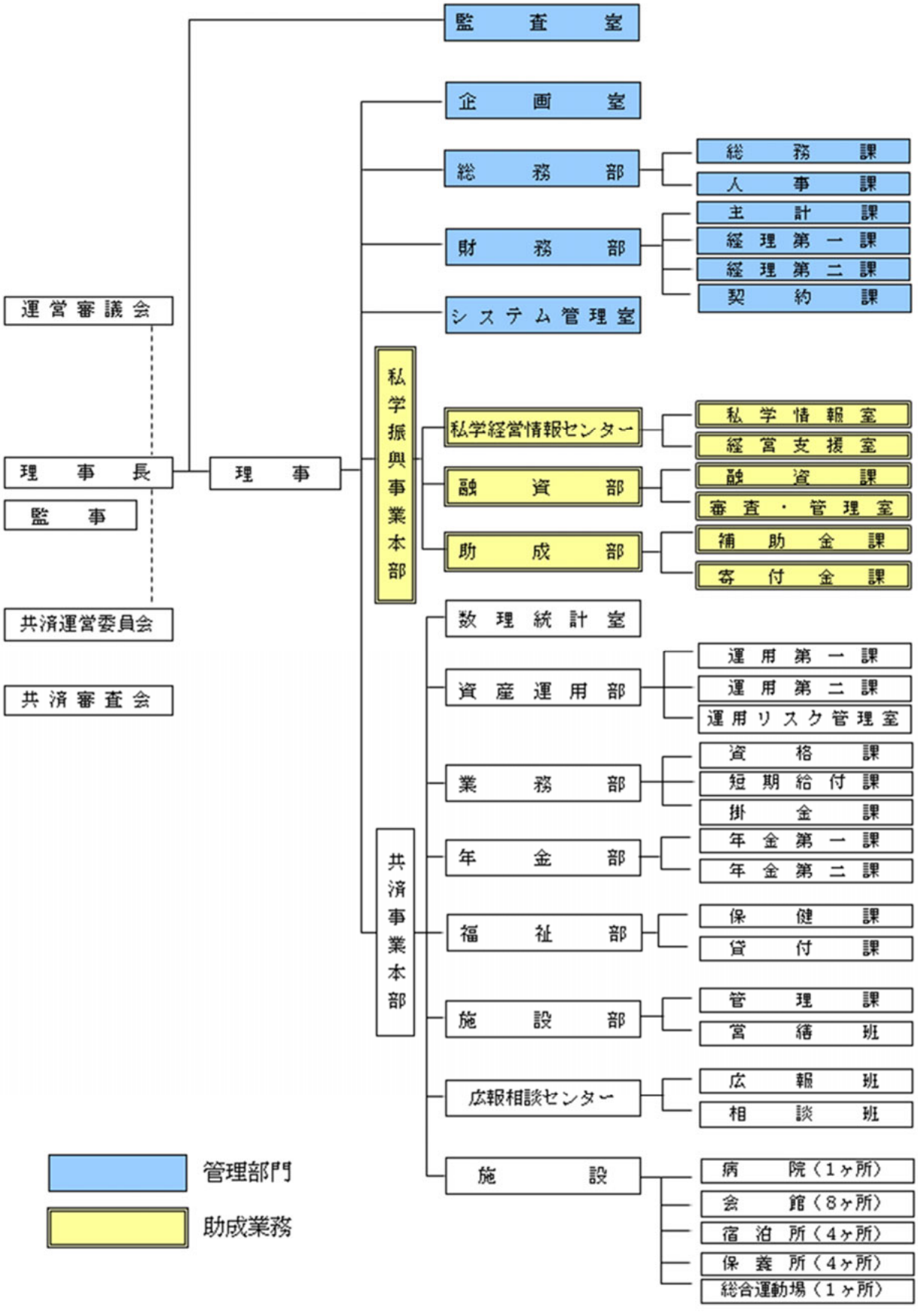

６　役員の状況

役員は、理事長、理事及び監事である。理事長及び監事は文部科学大臣が任命し、理事は理事長が任命し、文部科学大臣に届出している。役員の定数は理事長１人、理事９人以内及び監事２人以内である。任期は、理事長及び理事が２年（補欠の場合の任期は、前任者の残任期間）、監事が任命後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する財務諸表の承認の時まで（補欠の場合の任期は、前任者の残任期間）となっている。

２年３月末日の役員の状況は次のとおりである。

役　職	氏　　名	就任年月	経　　歴
理事長	清　家　　篤	平成30年4月 (再任) 令和2年1月	昭和55年 4月　慶応義塾大学商学部助手採用 平成 4年 4月　慶応義塾大学商学部教授 19年10月　慶応義塾大学商学部長・大学院商学研究科委員長、(学) 慶應義塾理事 21年 5月　慶応義塾長（29.5 まで） 29年 5月　（学）慶應義塾学事顧問 30年 4月　日本私立学校振興・共済事業団理事長(現在)
理　事 (財務・共済総括)	渡　部　英　樹	平成31年4月 (再任) 令和2年1月	平成23年 9月　文部省私学共済企画官（命）私学共済室長 27年 4月　同　私学共済室長 28年 4月　(国) 京都工芸繊維大学理事（兼）事務局長 31年 4月　日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)
理　事 (企画・総務、経営情報・助　成)	谷　地　明　弘	平成30年1月 (再任) 令和2年1月	昭和59年 2月　日本私学振興財団採用 平成18年 4月　日本私立学校振興・共済事業団財務部参事 24年 4月　同　財務部次長(兼)企画室次長 29年 4月　同　助成部長 30年 1月　日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)
理　事 (融　資)	小　谷　隆　之	平成28年1月 (再任) 令和2年1月	昭和57年 4月　第一生命保険相互会社採用 平成17年 4月　同　調査部長 20年 4月　同　国際業務部長 25年 4月　第一生命保険 (株) 支配人・業務監査部長 28年 1月　日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)
理　事 (年金・福祉)	酒　井　　薫	平成29年10月 (再任) 令和2年1月	昭和53年 7月　私立学校教職員共済組合採用 平成16年 4月　日本私立学校振興・共済事業団財務部経理第二課長 23年 4月　同　資産運用室長 27年 4月　同　財務部長 29年 10月　日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)

役　職	氏　　名	就任年月	経　　歴
理　事 (非常勤)	小　野　祥　子	平成28年5月 (再任) 令和2年1月	昭和57年 4月　東京女子大学文理学部講師採用 63年 4月　同　文理学部助教授 平成 7年 4月　同　文理学部教授 26年 4月　同　学長(30.3まで) 28年 5月　日本私立学校振興・共済事業団理事（非常勤）（現在）
理　事 (非常勤)	川　並　弘　純	平成31年4月 (再任) 令和2年1月	平成元年 4月　(学)東京聖徳学園採用 23年 5月　(学)東京聖徳学園理事長（現在） 23年 4月　聖徳大学・聖徳短期大学部学長（現在） 23年 7月　(学)東京聖徳学園学園長（現在） 30年 1月　日本私立学校振興・共済事業団理事（非常勤）（現在）
理　事 (非常勤)	近　藤　彰　郎	平成30年1月 (再任) 令和2年1月	昭和53年 4月　八雲学園高等学校採用 平成 7年 4月　(学)八雲学園理事長（現在） 7年 4月　八雲学園高等学校校長（現在） 8年 4月　八雲学園中学校校長（現在） 30年 1月　日本私立学校振興・共済事業団理事（非常勤）（現在）
理　事 (非常勤)	高　柳　元　明	平成25年5月 (再任) 令和2年1月	昭和46年 1月　日本医科大学医学部講師採用 平成10年 4月　日本医科大学名誉教授 13年12月　(学)日本医科大学理事長 29年 1月　(学)日本医科大学顧問（現在） 25年 5月　日本私立学校振興・共済事業団理事(非常勤)(現在)
監　事	鳥　井　幸　雄	平成26年1月 (再任) 平成28年1月	昭和52年 4月　(学)早稲田大学採用 平成19年 4月　同　文化推進部事務副部長 19年 6月　同　総務部調査役 22年 6月　同　財務部長(25.11まで) 26年 1月　日本私立学校振興・共済事業団監事(現在)
監　事 (非常勤)	永 和 田 隆 一	令和元年10月	昭和58年 1月　(学)神奈川大学採用 平成19年 4月　同　財務部長 23年 4月　同　事務局次長（兼）財務部長 27年 4月　同　理事・事務局長（R元.9まで） 令和元年10月　日本私立学校振興・共済事業団監事(非常勤)(現在)

7　職員の状況

職員の定員等　　（単位：人）

区　　分	平成 30 年度	令和元年度	差引増△減
助成勘定	103	103	0
福祉勘定	1,093	1,094	1
共済業務勘定	143	143	0

（注）助成勘定については、独立行政法人の管理手法導入後、定員管理の対象外ではあるが、自主的に定員管理を行っている。

8　設立根拠法

事業団は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）に基づいて設立された。

9　主管省庁

事業団は、文部科学大臣が所管する。文部科学大臣は、理事長及び監事の任命権をもつほか、助成業務に対しては独立行政法人通則法を準用した権限等を、共済業務に対しては一般的監督権を有する。

助成業務については、15 年 10 月の独立行政法人に準じた管理手法導入に伴い文部科学大臣の一般的監督権は廃止された。文部科学大臣は、中期目標を定め、中期計画を認可するほか、助成業務方法書の変更認可、財務諸表の承認、借入金及び償還等の認可を行う。また、一定の事項については、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

これに対し、共済業務については、独立行政法人に準じた管理手法の対象外とされ、文部科学大臣は、共済規程及び共済運営規則の変更認可、事業計画等の認可、財務諸表の承認等従来どおりの一般的監督権を有する。

なお、文部科学大臣が上記の認可等を行うにあたっては、その一部については財務大臣と協議しなければならないこととされている。

また、財務会計については、会計検査院の実地検査を受けるとともに、指定された資料を提出することとなっている。

10　審議等機関

①運営審議会

事業団には、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項について審議するため運営審議会が設置されている。運営審議会は、10 人以内の委員で組織され、委員は事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者で、理事長が文部科学大臣の承認を受けて任命することとなっている。委員の任期は 2 年である。

2年3月末日の運営審議会委員は次のとおりである。

運営審議会委員名

会長	黒田　壽二	金沢工業大学学園長・総長
	江上　節子	武蔵大学社会学部教授
	北山　禎介	(株)三井住友銀行名誉顧問
	関口　修	郡山開成学園理事長
	谷岡　一郎	谷岡学園理事長、大阪商業大学学長
	橋本　五郎	(株)読売新聞特別編集委員
	長谷山　彰	慶應義塾長
	宮　直仁	宮直仁公認会計士事務所長
	吉田　晋	富士見丘学園理事長

②共済運営委員会

事業団には、共済業務の適正な運営を図るため、私立学校教職員共済法の定めるところにより共済運営委員会が設置されている。共済運営委員会は、文部科学大臣が委嘱する21人以内の委員で組織され、委員の任期は2年である。

2年3月末日の共済運営委員会委員は次のとおりである。

共済運営委員会委員名

会長	谷岡　一郎	谷岡学園理事長、大阪商業大学学長
	安達　毅	大森学園高等学校教頭
	市川　智	武蔵野東小学校教頭
	岩井　絹江	渡辺学園常務理事・学園運営室長
	奥田　吾朗	大阪国際学園理事長
	小澤　俊通	厚木田園学園理事長
	神本　忠夫	聖徳大学短期大学部総務部長
	川上　裕美子	東京音楽大学付属高等学校副校長
	権丈　英子	亜細亜大学副学長・経済学部教授
	公江　茂	武庫川学院事務局長
	小林　光俊	敬心学園理事長
	坂本　純一	ＪＳアクチュアリー事務所代表
	杉﨑　芳子	東京理科大学総務部長
	高岡　淳	関西大学総務局長
	中村　貞雄	青山学院理事、青山学院初等部部長
	西村　万里子	明治学院大学法学部教授
	濵田　良廣	東京都生活文化局私学部長
	平方　邦行	工学院大学附属中学・高等学校校長
	茂里　一紘	東京女子大学学長

③共済審査会

事業団には、私立学校教職員共済法に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、同法の定めるところにより共済審査会が設置されている。共済審査会は、文部科学大臣が委嘱する９人の委員で組織され、委員の任期は２年である。

２年３月末日の共済審査会委員は次のとおりである。

共済審査会委員名

会　長	飯　岡　利　通	元公立学校共済組合監事
	川　並　孝　純	東京聖徳学園学園事務局長 聖徳大学学長補佐（事務担当） 聖徳大学短期大学部学長補佐（事務担当）
	高　橋　あゆち	井之頭学園理事長
	中　村　貞　雄	青山学院理事　青山学院初等部部長
	古　谷　一　弘	青山学院人事部部長
	三　柴　博　資	穎明館中学高等学校事務室室長
	宮　川　博　光	千葉工業大学審議役
	諸　星　裕　美	オフィスモロホシ社会保険労務士法人代表社員
	山　根　徹　夫	慶応義塾塾監局学術事業連携室室長

１１　区分経理

事業団の経理については、日本私立学校振興・共済事業団法第 33 条及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第 2 条により、次のように区分経理している。

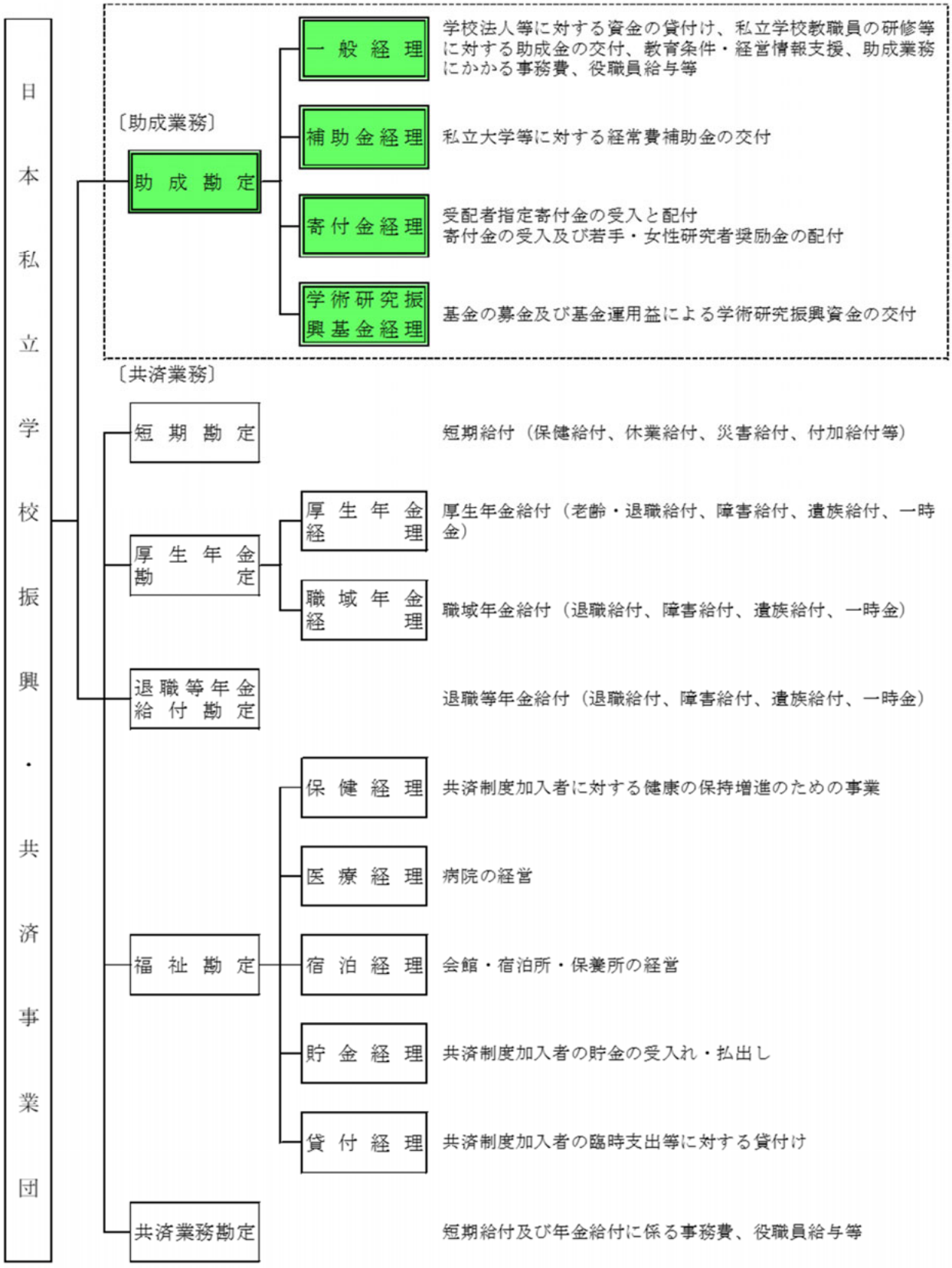

は、独立行政法人に準じた管理手法を取り入れている業務

助成業務に関する令和元年度計画の実績

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　貸付事業

表１　令和元年度　アンケート回収状況及び貸付額等　　（単位：法人、千円）

区　　分	送付	回収	回収率	希望有	希望割合	貸　付 法人数	貸　付　額
大　　学	460	300	65%	32	11%	23	33,963,200
短 期 大 学	69	33	48%	3	9%	2	950,000
高等専門学校	1	1	100%	0	0%	0	0
高 等 学 校	443	228	51%	21	9%	9	3,413,100
中等教育学校	1	0	0%	0	0%	0	0
中　　学　　校	10	6	60%	0	0%	0	0
小　　学　　校	8	2	25%	0	0%	0	0
特別支援学校	9	3	33%	0	0%	0	0
幼　　稚　　園	3,375	892	26%	45	5%	16	1,752,100
専 修 学 校	358	132	37%	3	2%	1	70,000
計	4,734	1,597	34%	104	7%	51	40,148,400

（注）希望割合は、アンケート提出法人に占める借入希望法人の割合である。

表２　令和元年度　資金需要額（借入希望のアンケート調査分）　　（単位：千円）

区　　分	法人数	施設・設備 計画額	左のうち事業団 への希望額	貸　付 法人数	貸 付 額
大学～高等専門学校	35	55,843,117	43,137,800	25	34,913,200
高等学校～専修学校	69	18,856,229	10,881,566	26	5,235,200
計	104	74,699,346	54,019,366	51	40,148,400

（注）上記のほか、当初希望なしであった 27 法人に対して 8,376,900 千円を貸し付けた結果、元年度の貸付額は 78 法人、48,525,300 千円となっている。

表 3　貸付利率一覧表　　（令和 2 年 3 月 31 日現在）

融資費目	融資金利	返済期間	事業内容（例）
一般施設費	年　％ 0.70	30 年以内（据置 2 年）	・校舎、体育館の新築
	0.40	20 年以内（据置 2 年）	
	0.50	30 年以内（据置 2 年）	・研究高度化関連施設（大学院・大学の研究所）の新築 ・国庫補助事業に選定された事業に係る施設の整備事業
	0.20	20 年以内（据置 2 年）	
	0.40	30 年以内（据置 2 年）	・沖縄県の私立学校（専修・各種学校は除く）施設の整備事業
	0.10	22 年以内（据置 2 年）	
教育環境整備費	0.302	5 年 6 か月以内(据置 6 か月)	・校教具購入
	0.001	7 年以内（据置 3 年）	・激甚災害により被災した場合に当面必要となる資金
	0.303	10 年以内（据置 2 年）	・大型実験・実習用機器の購入
災害復旧費	0.10	25 年以内（据置 2 年）	・激甚災害の復旧事業
		20 年以内（据置 2 年）	・激甚災害以外の災害の復旧事業
公害対策費	0.10	21 年以内（据置 3 年）	・公害（騒音、大気汚染）の防止対策のための改築、改修
特別施設費	0.80	30 年以内（据置 2 年）	・寄宿舎、セミナーハウスの新築
	0.50	20 年以内（据置 2 年）	
	0.40	30 年以内（据置 2 年）	・障がい者利用施設（エレベーター、スロープ）の設置
	0.10	20 年以内（据置 2 年）	

（注 1）一般施設費（10 年もの）の金利は 0.303％である。
（注 2）一般施設費（ 6 年もの）の金利は 0.402％である。
（注 3）特別施設費（10 年もの）の金利は 0.403％である。

表 4　東日本大震災・平成 28 年熊本地震復旧支援融資　　（令和 2 年 3 月 31 日現在）

融資費目	融資金利	返済期間	備　　考
教育環境整備費 （災害復旧経営資金）	年　％ 無利子	7 年以内 （据置 3 年）	貸付 5 年目まで
	0.001		貸付 6～7 年目
災害復旧費 （復旧特別・復旧一般）	無利子	25 年以内 （据置 5 年）	貸付 5 年目まで
	0.001		貸付 6～7 年目
	0.001		貸付 8 年目以降

表５　リスク管理債権

区　　分	法人	平成30年度末	法人	令和元年度末
		円		円
破綻先債権額(A)	－	0	1	31,130,000
うち６箇月以上延滞債権額(B)	－	0	1	31,130,000
延滞債権額(C)	21	6,618,828,999	20	6,763,277,788
合計（Ｄ）＝（Ａ）+（Ｃ）	21	6,618,828,999	21	6,794,407,788
比率　(D)／(H)×１００		% 1.15		% 1.20
３箇月以上延滞債権額(E)	－	0	－	0
貸出条件緩和債権額(F)	1	333,300,000	1	311,080,000
合計(G)＝(A)+(C)+(E)+(F)	22	6,952,128,999	22	7,105,487,788
総貸付残高(H)	1,204	574,045,228,999	1,149	565,776,217,788
比率　(G)／(H)×１００		% 1.21		% 1.26

１．破綻先債権額　(A)：会社更生開始、破産、再生手続開始(和議手続開始を含む)、整理・特別清算開始の申立てがあった債務者及び手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付けの元金残高額である。

うち６箇月以上延滞債権額（B）は、破綻先債権額（A）のうち弁済期限を６箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額である。

２．延滞債権額　(C)：弁済期限を６箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額（Ａ）に該当しないものである。

３．3箇月以上延滞債権額（E）：弁済期限を３箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額（Ａ）及び延滞債権額（Ｃ）に該当しないものである。

４．貸出条件緩和債権額（F）：債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額（Ａ）、延滞債権額（Ｃ）及び３箇月以上延滞債権額（E）に該当しないものである。

２　経営支援・情報提供事業

表１　私学リーダーズセミナーの応募・参加数一覧

区　分	開　催　日	会　　場	応　募		参　加	
			法人数	人数	法人数	人数
大学・短期大学編	令和元年11月15日	大阪 （大阪ガーデンパレス）	93	93	72	72
新任理事編	令和元年11月29日	東京 （東京ガーデンパレス）	83	83	48	48
計			176	176	120	120

表２　私学リーダーズセミナープログラム　大学・短期大学編（大阪会場）

研　修　内　容　等	担　当　者
1. 基調講演「私立であることの社会的意義」	清家　　篤（私学事業団理事長）
2. 講演「高等教育政策の展望と課題」	片柳　成彬（文部科学省高等教育局　私学部私学助成課　課長補佐）
3. 講演「私立大学・短期大学の現状について」	事業団　職員
4. 講演「青森明の星短期大学の大学改革と今後の戦略」	石田　一成（青森明の星短期大学　学長）
5. 講演「宮崎国際大学の大学改革と今後の戦略」	山下　恵子（学校法人宮崎学園　理事長 宮崎国際大学　学長）

（注）（　）内は、セミナー開催時点の所属、役職名である。
　　参加費用：20,000 円（昼食代等を含む）

表３　私学リーダーズセミナープログラム　新任理事編（東京会場）

研　修　内　容　等	担　当　者
1. 講演「私立大学・短期大学の現状について」	事業団　職員
2. 講演「学校法人役員の果たすべき役割・責務」	水戸　英則（学校法人二松学舎　理事長）
3. 講演「学校法人の役員に必要な法務の基礎知識」	大河原遼平（ＴＭＩ総合法律事務所　弁護士）
4. 講演「学校法人役員がおさえる財務諸表のポイント」	髙橋　克典（新創監査法人　公認会計士）
5. 講演「学校法人に係る労働時間等の問題と対応」	曽田　　究（社会保険労務士曽田事務所　所長）

（注）（　）内は、セミナー開催時点の所属、役職名である。
　　参加費用：20,000 円（昼食代等を含む）

表４　私学スタッフセミナーの応募・参加数一覧

開　催　日	会　場	応　募		参　加	
		法人数	人数	法人数	人数
A：令和元年 9月18日～20日	仙台（仙台ガーデンパレス）	112	112	24	24
B：令和元年10月20日～11月 1日	広島（広島ガーデンパレス）			23	23

（注）各会場の定員は 24 法人として募集した。

私学スタッフセミナーのプログラム

１日目

研　修　内　容　等	担　当　者
1. 講演「私立大学等の現状について」	事業団　職員
2. 講演「学校法人会計基準」	事業団　職員
3. 講演「財務分析と経営計画」	事業団　職員
4. 懇親会	事業団　職員

２日目

研　修　内　容　等	担　当　者
1. 講演「大学職員の役割について」	［仙台］山﨑　その（京都外国語大学　ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｴﾝｹﾞｰｼﾞﾒﾝﾄｾﾝﾀｰ　副センター長）
	［広島］松井　寿貢（学校法人 石田学園 常務理事）
2. 講演「学校法人を取り巻く状況と私学行政について」	［仙台］赤岩　寛之（文部科学省高等教育局　私学部参事官付私学経営専門官）
	［広島］山本　　学（文部科学省高等教育局　私学部参事官付学校法人調査官）
3. グループワーク	事業団　職員

３日目

研　修　内　容　等	担　当　者
1. グループ発表	事業団　職員
2. 総評・振り返りシート記入	事業団　役職員
3. 修了証書授与・表彰	事業団　役職員

（注）（　）内は、セミナー開催時点の肩書きである。

参加費用：50,000 円（宿泊費、食事代及び懇親会に係る費用等を含む）

3　寄付金事業

表　受配者指定寄付金　利用状況

利用年度	平成 30 年度		令和元年度	
法人種別	学校法人数	寄付者数	学校法人数	寄付者数
大　　学	293	6,875	298	6,739
短期大学	23	193	23	204
高等学校・中学校・小学校・特別支援学校	137	1,578	138	1,186
幼 稚 園	23	98	32	90
専修学校	36	413	45	441
合　　計	512	9,157	536	8,660

（注 1）学校法人数は実数であり、寄付者数は法人（企業等）のみで、延べ数である。
（注 2）表には現物寄付が含まれている。

4　若手・女性研究者奨励金事業

表 1　令和元年度　若手・女性研究者奨励金配付までの流れ

項　　目	実施年月日
1. 電子窓口に公募通知を掲載	平成 30 年　9 月 12 日
2. 公募締切り	平成 30 年 10 月 31 日
3. 選考委員会委員に審査書類を依頼	平成 30 年 11 月 28 日
4. 審査締切り	平成 31 年　1 月 21 日
5. 若手・女性研究者奨励金選考委員会（採択案の審議）	平成 31 年　2 月 26 日
6. 学校法人へ内定通知を送付（配付申請書等作成依頼）	平成 31 年　3 月　7 日
7. 配付申請書等提出締切り	平成 31 年　4 月　5 日
8. 配付決定通知を送付	平成 31 年　4 月 19 日
9. 奨励金配付	令和 元年　5 月 20 日

表 2　令和元年度　若手・女性研究者奨励金の採択状況

区　　分	若手研究者奨励金	女性研究者奨励金	合　計
応募件数（件）	136	136	272
採択件数(件)	31	31	62
採択率（%）	22.8	22.8	22.8
配付予定額（千円）	12,400	12,400	24,800

５　学術研究振興基金・資金事業

表１　令和元年度　学術研究振興資金配付までの流れ

項　　目	実施年月日
1. 電子窓口に公募通知を掲載	平成 30 年　8 月　3 日
2. 公募締切り	平成 30 年 10 月 18 日
3. 選考委員会委員に審査書類を依頼	平成 30 年 11 月 19 日
4. 審査締切り	平成 31 年　1 月　9 日
5. 学術研究振興資金選考委員会（採択案の審議）	平成 31 年　2 月 26 日
6. 学校法人へ内定通知を送付（配付申請書等作成依頼）	平成 31 年　3 月　7 日
7. 配付申請書等提出締切り	平成 31 年　4 月　5 日
8. 配付決定通知を送付	平成 31 年　4 月 19 日
9. 資金配付	令和 元年　5 月 20 日

表２　令和元年度　学術研究振興資金の採択状況

区　　分	人文・ 社会科学系	理工系、 農学系	生物学系、 医学系	合　計
応募件数（件）	35	45	62	142
採択件数(件)	10	14	17	41
採択率（%）	28.6	31.1	27.4	28.9
配付予定額（千円）	8,800	37,800	34,500	81,100

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

契約の適正化

表１　調達方式の推移

平成30年度　一般競争入札（19件）
事務所清掃業務委託
事務所警備業務委託
私学振興事業本部受付･電話交換業務委託
事務所等建物設備管理等業務
電気受給
自動車運行等車両管理業務
トナーカートリッジ等の購入
コンピュータシステム運用支援・セキュリティ維持支援
労働者派遣
「月報私学」の編集及び印刷
コピー用紙の購入
「今日の私学財政」印刷
学校法人等基礎調査データエントリー業務
業務用端末機器等のレンタル
受水槽更新工事
外4件

⇨

令和元年度　一般競争入札（22件）
事務所清掃業務委託
事務所警備業務委託
私学振興事業本部受付･電話交換業務委託
事務所等建物設備管理等業務
電気受給
自動車運行等車両管理業務
トナーカートリッジ等の購入
労働者派遣（2件）
「月報私学」の編集及び印刷
「今日の私学財政」印刷
「今日の私学財政」梱包・発送
学校法人等基礎調査データエントリー業務
業務用端末機器等のレンタル導入作業
サーバ等機器のレンタル
事務所5階改装工事
外6件

平成30年度　企画競争・公募　（2件）
会計監査人による会計監査業務
助成システム最適化にかかる基本計画策定支援業務

⇨

令和元年度　企画競争・公募　（1件）
会計監査人による会計監査業務

平成30年度　随意契約（8件）
法律顧問契約（2件）
財務諸表に関する官報公告
セキュリティライブラリ等の年間使用ライセンスの購入
タクシー料金後払いチケット利用（2件）
私学ポートレートシステムのモバイル化と関連システムの改修
補助金算定における「教育の質」に関する増加率の追加に伴う補助金システムの改修

⇨

令和元年度　随意契約（14件）
法律顧問契約（2件）
財務諸表に関する官報公告
セキュリティライブラリ等の年間使用ライセンスの購入
タクシー料金後払いチケット利用
債務者分類判定変更に伴う融資システムの対応
改元に伴う業務システムの対応
外7件

表２　契約状況

区　　分		平成 30 年度		令和元年度	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
一般競争入札等	一般競争入札	(65.5%) 19	(75.3%) 556,260	(59.5%) 22	(19.8%) 189,047
	企画競争・公募	(6.9%) 2	(9.3%) 68,904	(2.7%) 1	(5.6%) 54,000
随 意 契 約		(27.6%) 8	(15.4%) 113,519	(37.8%) 14	(74.6%) 714,337
合　　計		(100.0%) 29	(100.0%) 738,683	(100.0%) 37	(100.0%) 957,384

（注）企画競争・公募：競争性はあるもののあくまでも随意契約による調達における相手方選定の手法であり、将来的に一般競争入札へ移行するための準備が整うまでの間において限定的に運用されるもの。

公募の種類（公募には大別して次の２つの種類がある。）

①企画競争（プロポーザル方式）

調達側において詳細かつ明確な仕様書等を作成することが困難であり、民間企業等が有している技術、ノウハウ及び企画等を競争させることによりはじめて目的が実現・達成できる調達案件について、その目的及び要求する技術等を明示して競争参加者を募る手続き。

②随契事前確認公募

従来、調達側の一方的な判断により、その目的を実現・達成するためには現行受託者のみが有する特殊な技術・設備等が不可欠であるとして随意契約をしていた調達案件について、履行可能な他者の存在を確認するために、その技術・設備等を有する者を募る手続き。

表３　随意契約の適正化状況

区　　分		①平成 18 年度実績		②見直し計画（平成 20 年４月公表）		③令和元年度実績		②と③の比較増減	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約		10	114,591	19	193,994	23	243,047	4	49,053
	一般競争入札	10	114,591	18	168,794	22	189,047	4	20,253
	企画競争・公募	0	0	1	25,200	1	54,000	0	28,800
随 意 契 約		16	195,443	7	116,039	14	714,337	7	598,298
合　　計		26	310,034	26	310,033	37	957,384	11	647,351

○個々の契約の競争性、透明性の確保

・一者応札・応募の状況

競争性のある契約のうち、一者応札・応募の状況は、表 4 のとおりである。

表 4　一者応札・応募の状況

区　　分		平成 30 年度		令和元年度	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約		21	625,164	23	243,047
うち、一者応札となった契約					
	一般競争契約	6	475,056	12	106,307
	指名競争契約				
	企画競争	1	14,904		
	公　　募				
	不落随意契約				
	計	7	489,960	12	106,307

（注）令和元年度において、応札者が 1 者のみの契約については、12 件が該当した。

・応札者が一者であった契約の主な原因と改善方策

応札者が一者であった契約の主な原因は以下のとおりである。

①平成 31 年度私学振興事業本部事務所等における建物設備管理等業務

30 年度：1 者（入札資料 7 者配付）→元年度：1 者（入札資料 3 者配付）

一者応札の理由：必要な資格を持つ人材の確保が困難なため

②平成 31 年度私学振興事業本部の業務システムにかかるヘルプデスク業務

元年度：1 者（入札資料 4 者配付）

一者応札の理由：入札参加条件を満たしていない。

③平成 31 年度私学振興事業本部で使用する電気

30 年度：2 者（入札資料 6 者配付）→元年度：1 者（入札資料 3 者配付）

一者応札の理由：採算がとれない。入札案件の集中のため対応人員を割けない。

④平成 31 年度私学振興事業本部施設警備業務

30 年度：1 者（入札資料 8 者配付）→元年度：1 者（入札資料 6 者配付）

一者応札の理由：入札参加条件を満たしていない。

⑤平成 31 年度私学振興事業本部受付・電話交換業務

30 年度：1 者（入札資料 10 者配付）→元年度：1 者（入札資料 3 者配付）

一者応札の理由：指定の人材手配が困難なため

⑥令和元年度私学振興事業本部にかかるサーバ等機器のレンタルに伴う導入作業

元年度：1 者（入札資料 3 者配付）

一者応札の理由：機器の調達が困難なため

⑦令和元年度私学振興事業本部にかかるサーバ等機器のレンタル
元年度：1 者（入札資料 3 者配付）
一者応札の理由：機器の調達が困難なため
⑧令和元年度私学振興事業本部一般労働者の派遣（寄付金課）
元年度：1 者（入札資料 4 者配付）
一者応札の理由：条件に合う人材が不足しているため
⑨「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免事業にかかる業務用端末機器等のレンタル等」に伴う導入作業
元年度：1 者（入札資料 3 者配付）
一者応札の理由：機器の調達が困難なため
⑩ソフトウェアライセンスの購入
元年度：1 者（入札資料 2 者配付）
一者応札の理由：入札準備が整わなかったため
⑪私学振興事業本部のＡＳＰ型勤務管理システムのサービス等
元年度：1 者（入札資料 3 者配付）
一者応札の理由：機器の調達が困難なため
⑫私学振興事業本部のＡＳＰ型勤務管理システムに伴う導入作等
元年度：1 者（入札資料 3 者配付）
一者応札の理由：機器の調達が困難なため

総契約件数が増加する中で、労働需給の不均衡や部材調達難に伴い、役務委託、情報システム関係等の調達で一者応札が発生している。

契約内容や入札参加者が一者であった場合の理由など入札の状況を確認し、内容をチェックした上で、入札説明書及び仕様書内容を工夫することや調達時期を早めるなどにより、できるだけ複数の業者が参加できるよう環境作りを行う。
具体的には、一者応札となっている調達案件のうち、必要な資格を持つ人員の確保が困難、指定の人材手配が困難といった理由によるものについては、(建物設備管理等業務、施設警備業務、受付・電話交換業務)、改めて仕様を見直し、資格条件の緩和や業務時間の効率化などを検討している。

監事による監査については、毎月実施している会計監査において契約状況等の監査を受け、調達の実施における適正性を図った。
（令和元年度 37 件）

契約状況については、「契約結果公表基準」に基づき、毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表し、調達の実施における客観性・透明性を図った。
また、環境物品等の調達については「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、それぞれ目標を定め実施した。

なお、契約に係る公表事項については、平成 20 年 10 月に予定価格と落札率を追加し、国の基準と同等の公表内容としている。

○契約に係る規程類の整備及び運用状況

契約方式、契約事務手続き、公表事項等については、会計規程、会計規程の特例を定める規程、契約結果公表基準で規定しており、国に準じて（包括随意契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間など）適切に整備している。

また、契約の適正化を図る観点から、会計規程第 43 条に基づき「日本私立学校振興・共済事業団 競争入札関係事務取扱要領」（平成 22 年 3 月 30 日理事長裁定）（総合評価落札方式に関する取り扱いを含む）を別に定めるとともに、このほかに具体的なマニュアルとして「公募・企画競争の手続きに関する標準マニュアル」、「総合評価落札方式実施の手引」（平成 22 年 3 月 31 日財務部長決裁）を作成して、費用の低減、競争性の確保など公正な調達手続きを実施する運用体制を整備している。

○契約事務に係る執行体制、審査体制、第三者による委員会等の審議状況

契約事務に係る執行体制（共済業務を含む）は、100 万円を超える調達案件については、契約課が調達内容の精査等を行うことにより、契約業務の適正化及び一元管理の推進を図っている。特に政府調達案件及び 1,500 万円を超える一般調達案件については、調達業務の適正化を図る観点から、契約関係分科会及び調達委員会において調達方法、仕様書の内容等について審議を行っている。

なお、現在のところ第三者機関による審査が求められている対象案件（建設工事及び設計・コンサルティング業務）が少ないこともあり、事業団においては第三者による契約監視委員会等は設置していない。

しかし、平成 18 年 10 月より、対象案件があった場合には文部科学省の入札監視委員会に審議を依頼する体制を整えている。

表 5　令和元年度に締結した事業団全体及び助成業務における契約状況

区　　分	事業団全体		助成業務		契約全体に係る助成業務の割合	
	件　数	金額（千円）	件　数	金額（千円）	件数割合	金額割合
競争入札等	280	7,607,710	22	189,047	7.9%	2.5%
企画競争・公募	39	1,057,709	1	54,000	2.6%	5.1%
随意契約	147	5,642,179	14	714,337	9.5%	12.7%
合　　計	466	14,307,598	37	957,384	7.9%	6.7%

Ⅲ　財務内容の改善に関する事項

1　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

利益剰余金について

○利益剰余金の発生要因（利益構造）

助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含むすべての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研修事業に対する助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型の業務運営を行っている。

○利益及び損失の処理

助成業務で生じた利益は、繰り越した損失があればそれを埋め、残余の額から助成金・厚生年金勘定繰入の財源額を控除した額は積立金として整理し、損失が生じたときは、積立金を減額して整理することとなっており、事業団の積立金は損失を補填するためのものである。

また、積立金の処分については、事業団法第 36 条及び同法施行規則第 21 条で定められており中期目標期間の最後の事業年度の決算において、積立金が 20 億円を超える場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫納付することになっている。

○平成 30 年度損失処理の状況

30 年度は利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当（182 百万円）を繰り入れした結果、当期総損失が 452 百万円となった。

また、この損失については、積立金を取り崩して整理した。30 年度末の積立金 1,726 百万円から当期総損失 452 百万円を減額すると、積立金残高は 1,274 百万円となった。積立金は、事業団助成勘定における損益取引で生じた過去の利益の蓄積（留保）分であり、この積立金を十分に保有することにより、経営の厳しくなった学校法人に対する貸付の想定以上の貸倒れに備える必要がある。なお、目的積立金に係る規定は事業団法にはない。

○令和元年度損失処理（案）の状況

元年度の利益金は利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金（11 百万円）を戻し入れした結果、当期総利益が 33 百万円となった。

また、この利益金については、令和元年度の一般財団法人私学研修福祉会に対する助成金として 22 百万円、厚生年金勘定へ繰入 9 百万円、その残余を積立金として整理し、利益処分後の積立金残高は 1,277 百万円となる予定である。

２　財務内容の管理の適正化

○事業ごとの厳格な評価及び分析

中期目標（中期計画・年度計画）に基づき、事業団のミッションを有効かつ効率的に果たすため、助成業務における全部課長で構成する中期計画・実績評価部会において評価・分析の一環として年度計画の進捗管理を行っている。その結果については、理事長はじめ全役職員で情報を共有している。

○事業経費に係る予算配分及び執行

予算配分については、各事業の年度計画に基づき積算するとともに、学齢人口の減少等に伴い経営が厳しい状況にある私学をより一層支援するために経営支援・情報提供・融資事業の強化を図り、その他の事業に関しても前年度の執行状況等を勘案した上で予算を編成した。

また、予算の執行にあたっては、四半期ごとの進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査及びヒアリングを行い、業務運営の効率化による経費の節約を図った。

○決算内容のダイジェスト版の公表

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、「総務省は事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。」とされた。

これを受けて、業務報告書に係る掲載内容を平成20年度より改訂し、法人概要等の「基本情法」、「事業説明」に加え、「簡潔に要約された財務諸表」、事業の種類別セグメント情報などの「財務情報」を掲載した。平成 21 年度から、公表内容の充実を図る観点から決算内容のダイジェスト版として助成業務（助成勘定）及び共済業務（短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定、共済業務勘定）の 6 勘定の決算の概要を作成した。さらに平成 23 年度から、財務状況の経年推移として「主要な経営指標等の推移とリスク管理債権」を作成した。また、独立行政法人通則法の改正に伴い、セグメント別の予算・決算の概況を 27 年度から業務報告書に掲載した。これらの内容を、決算承認後の令和元年 11 月 18 日にホームページで公表した。

保有資産の管理・運用等について

○金融資産

（現金・預金）

現金・預金の令和元年度期末残高は、21,265 百万円となっている。

助成勘定における現金・預金のそのほとんどが、寄付金事業のうち受配者指定寄付金により受け入れた寄付金 14,849 百万円（69.8%）である。

受配者指定寄付金は私立学校の教育と研究のために、一般から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する制度である。この制度を利用して私立学校に寄付をした会社等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金に算入することが認められており、私立学校に寄付をした場合に寄付金支出額全額を損金算入できる唯一の制度となっている。

一方、一般経理の現金・預金は、2,337 百万円（11.0 %）となっており、これは、翌年度の期首（5 月まで）に発生する貸付金の財源とするほか、人件費等の業務経費や財政融資資金借入金等の元利金返済額にも充てられる。

（有価証券）

有価証券の令和元年度期末残高は、2,050 百万円となっており、すべて学術研究振興基金で保有しているものである。

学術研究振興基金は、事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益をもって、私立大学等における学術研究に直接必要な経費の助成を行うことを目的に設定されたものである。

（有価証券の運用・管理と実績）

助成勘定において保有する有価証券は事業団自身が長年の募金活動によって積み上げた基金であるため、国債、地方債、政府関係機関債、安全確実な社債とし、満期保有を原則とした運用方針としている。

事業団における余裕金の運用については、事業団法第 39 条第 1 項で定められており、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならないとされている。

１．国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

（文部科学大臣の指定する有価証券）

一 特別の法律により法人の発行する債券

二 貸付信託の受益証券

三 その他確実と認められる有価証券で、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けたもの

２．銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

３．信託業務を営む金融機関への金銭信託

また、社債、特定社債及び公社債型投資信託の取得については、信用ある格付機関からＡ格以上の格付けを取得したものとし、運用している。

この運用を評価するための基準は特段設けていないが、監事による会計監査（月例及び決算）において、有価証券在高や資金運用状況について監査を受けるとともに、事業団内部に設けられた資産運用部会において、半期ごとの資金運用状況について評価を受けている。

なお、令和元年度の学術研究振興基金の運用益は、17 百万円であった。

○実物資産

助成勘定において保有する土地、建物等は、九段事務所及び職員寮 2 棟の土地、建物である。

職員寮については、国立寮は入居率 66.7%、中井寮は入居率 100%（令和 2 年 3 月現在）となっており、助成業務の保有する資産について遊休状態になっているものはない。

なお、事業団の保有する固定資産については、「日本私立学校振興・共済事業団減損処理取扱基準」（平成 19 年 3 月 30 日理事長裁定）に基づき、助成業務の各事業に関して、中期計画に照らし、業務の実績が著しく低下しているか否かについて定量的指標を設け判断しているが、遊休状態になっているものや稼働率が著しく低下した状態が続いているなど減損が認識または減損の兆候がある固定資産はなく、減損の計上はないことから見直しの状況にはない。

建物概要一覧

施設名＼項目	開所年月日	建築基準法による面積(㎡) 建築面積	建物延面積	登記簿上による延べ面積	建物概要（登記上）	登記簿上の土地面積	所在地
	年月日	㎡	㎡	㎡		㎡	
九段事務所	S50.11.8	1,120.38	6,104.20	5,873.27	地上6階	1,717.01	東京都千代田区富士見1-10-12
中井深交寮	※ S39.5.30	39.73	119.13	119.13	地上3階	79.80	東京都新宿区中井1-12-8
国立深交寮	※ S54.10.11	313.48	697.32	609.52	地上3階一部2階	661.15	東京都国立市中1-6-19
助成勘定所有計		1,473.59	6,920.65	6,601.92		2,457.96	

(注)1. 中井深交寮、国立深交寮については、開所年月日不明のため、建物を登記した日を記載している。
(注)2. 中井深交寮はS39年4月28日に、国立深交寮はS54年7月5日に竣工式を行っている。
(注)3. 敷地全てが事業団保有、建物全てが単独に使用する庁舎等である。

（保有資産の必要性）

私学振興事業本部では、私学振興政策の中心的実施機関として、学校法人等への助成・貸付事業を行うとともに、喫緊の課題である学校法人の経営活性化・再生支援に積極的に取組んでいる。

私学振興を円滑に実施するためには、学校法人に対するきめ細かな相談体制を確立するなど、サービス向上に努めることが求められている。なかでも、近年少子化等の影響を受け、学校法人を取り巻く経営環境の激化に伴い、各法人の経営改善への取組みに対する支援業務がさらに拡大する傾向にあり、それらの法人との直接的な行き来が年々増大している。

また、中央教育審議会大学分科会の第四次報告でも示されている「文部科学省及び事業団の経営相談機能を充実し、学校法人の経営者が将来的な方向性を早期に判断し得るように促す」ためには、文部科学省との連携が必須である。

以上のことから、私学振興事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくために九段事務所そのものを保有する必要がある。

職員寮の入居率は、国立寮 66.7%、中井寮 100%となっており、遊休状態になっているものはなく、職員等の居住場所を確保するため必要である。

○知的財産等

特許権等の知的財産については、助成業務においてはその業務の性格上保有はしておらず、また今後も保有する予定はない。

○重要な財産の処分に関する計画

実物資産をはじめとして、重要な財産の処分に関する計画はない。

3　予算、収支計画及び資金計画

①予算

中期計画

平成30年度～令和4年度予算
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

（単位：百万円）

区　分		金　額
収入の部		
	政府出資金	－
	借入金	282,400
	うち教育環境充実資金に係る借入金	5,000
	貸付回収金	275,751
	うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	1,530
	貸付金利息	27,974
	預金利息	0
	国庫補助金	1,582,790
	授業料等減免費交付金	582,681
	受入寄付金	110,150
	受入基金	5
	基金受取利息	29
	雑収入	44
計		2,861,825
支出の部		
	貸付金	305,000
	うち教育環境充実資金に係る貸付金	5,000
	借入金償還 （注1）	223,848
	うち教育環境充実資金に係る借入金償還	1,530
	借入金利息 （注1）	16,982
	私学振興債券償還	30,000
	債券利息	769
	助成金 （注2）	84
	交付補助金	1,582,397
	授業料等減免費交付金	582,681
	配付寄付金 （注1）	110,135
	学術研究振興費	400
	人件費	6,155
	一般管理費	855
	業務経費	3,516
	施設設備費	18
	厚生年金勘定へ繰入（注2）	36
	雑支出 （注1）	－
計		2,862,879

（注1）貸付回収金・貸付金利息・受入寄付金・雑収入（補助金に係るもの）の収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ借入金償還・借入金利息・配付寄付金・雑支出（補助金に係るもの）の支出に充てることができる。

（注2）前年度の当期総利益の範囲内で予算計上している。ただし、助成金及び厚生年金勘定へ繰入の財源となる前年度の当期総利益が助成金及び厚生年金勘定へ繰入の予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として助成金及び厚生年金勘定へ繰入の支出に充てることができる。

（注3）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

令和元年度計画と実績

年度計画予算をもとに計画的に執行した。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔 合 計 〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実 績 額 B	差 額 B－A	
収入の部				
政府出資金	－	－	－	
借入金	60,200	45,200	△ 15,000	※1
うち教育環境充実資金に係る借入金	900	2,116	1,216	※2
貸付回収金	56,037	56,794	757	※3
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	345	345	－	
貸付金利息	6,318	5,494	△ 824	※4
預金利息	0	0	0	
国庫補助金	317,942	316,718	△ 1,224	※5
受入寄付金	22,025	25,642	3,617	※6
受入基金	1	0	△ 1	
基金受取利息	6	17	11	
雑収入	8	1,431	1,423	※7
計	462,538	451,299	△ 11,239	
支出の部				
貸付金	62,700	48,525	△ 14,175	※8
うち教育環境充実資金に係る貸付金	900	2,116	1,216	※9
借入金償還	45,594	45,385	△ 209	※10
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	335	335	－	
借入金利息	4,068	3,226	△ 842	※4
私学振興債券償還	8,000	8,000	－	
債券利息	231	231	△ 0	
助成金	－	－	－	
交付補助金	317,837	316,627	△ 1,210	※5
配付寄付金	22,025	40,972	18,947	※11
学術研究振興費	80	81	1	
人件費	1,248	1,210	△ 38	※12
一般管理費	176	153	△ 23	※13
業務経費	746	832	86	※14
施設整備費	3	9	6	※15
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－	
雑支出	－	1,420	1,420	※6
計	462,710	466,675	3,965	

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

※1　貸付金の実績減による借入金の減
※2　貸付金の実績増による借入金の増
※3　繰上償還等による増
※4　予算積算金利と実行金利の相違等による減
※5　交付補助金の実績減
※6　受入寄付金の実績増
※7　補助金返還額の増等
※8　貸付金の実績減
※9　貸付金の実績増
※10　前年度繰上返済の影響による減
※11　配付寄付金の実績増
※12　人件費の実績減
※13　節減等による減
※14　業務経費の実績増
※15　施設整備費の実績増

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔補助事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実　績　額 B	差　額 B－A
収入の部			
政府出資金	－	－	－
借入金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金	－	－	－
貸付回収金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
預金利息	－	－	－
国庫補助金	317,937	316,708	△　1,229
受入寄付金	－	－	－
受入基金	－	－	－
基金受取利息	－	－	－
雑収入	－	1,420	1,420
計	317,937	318,128	191
支出の部			
貸付金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付金	－	－	－
借入金償還	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	－	－	－
借入金利息	－	－	－
私学振興債券償還	－	－	－
債券利息	－	－	－
助成金	－	－	－
交付補助金	317,837	316,627	△　1,210
配付寄付金	－	－	－
学術研究振興費	－	－	－
人件費	249	252	3
一般管理費	21	19	△　2
業務経費	188	217	29
施設整備費	0	1	1
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－
雑支出	－	1,420	1,420
計	318,296	318,538	242

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔貸付事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実　績　額 B	差　額 B－A
収入の部			
政府出資金	－	－	－
借入金	60,200	45,200	△　15,000
うち教育環境充実資金に係る借入金	900	2,116	1,216
貸付回収金	56,037	56,794	757
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	345	345	－
貸付金利息	6,318	5,494	△　824
預金利息	0	0	0
国庫補助金	－	－	－
受入寄付金	－	－	－
受入基金	－	－	－
基金受取利息	－	－	－
雑収入	－	－	－
計	122,555	107,488	△　15,067
支出の部			
貸付金	62,700	48,525	△　14,175
うち教育環境充実資金に係る貸付金	900	2,116	1,216
借入金償還	45,594	45,385	△　209
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	335	335	－
借入金利息	4,068	3,226	△　842
私学振興債券償還	8,000	8,000	－
債券利息	231	231	－
助成金	－	－	－
交付補助金	－	－	－
配付寄付金	－	－	－
学術研究振興費	－	－	－
人件費	220	185	△　35
一般管理費	23	15	△　8
業務経費	210	237	27
施設整備費	0	1	1
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－
雑支出	－	－	－
計	121,048	105,807	△　15,241

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔経営支援・情報提供事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実 績 額 B	差 額 B－A
収入の部			
政府出資金	－	－	－
借入金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金	－	－	－
貸付回収金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
預金利息	－	－	－
国庫補助金	－	－	－
受入寄付金	－	－	－
受入基金	－	－	－
基金受取利息	－	－	－
雑収入	－	－	－
計	－	－	－
支出の部			
貸付金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付金	－	－	－
借入金償還	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	－	－	－
借入金利息	－	－	－
私学振興債券償還	－	－	－
債券利息	－	－	－
助成金	－	－	－
交付補助金	－	－	－
配付寄付金	－	－	－
学術研究振興費	－	－	－
人件費	278	279	1
一般管理費	32	20	△ 12
業務経費	288	315	27
施設整備費	0	2	2
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－
雑支出	－	－	－
計	600	618	18

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔寄付金事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実　績　額 B	差　額 B－A
収入の部			
政府出資金	－	－	－
借入金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金	－	－	－
貸付回収金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
預金利息	－	－	－
国庫補助金	－	－	－
受入寄付金	22,025	25,642	3,617
受入基金	－	－	－
基金受取利息	－	－	－
雑収入	－	－	－
計	22,025	25,642	3,617
支出の部			
貸付金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付金	－	－	－
借入金償還	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	－	－	－
借入金利息	－	－	－
私学振興債券償還	－	－	－
債券利息	－	－	－
助成金	－	－	－
交付補助金	－	－	－
配付寄付金	22,025	40,972	18,947
学術研究振興費	－	－	－
人件費	40	44	4
一般管理費	5	4	△　1
業務経費	41	44	3
施設整備費	0	0	△　0
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－
雑支出	－	－	－
計	22,112	41,066	18,954

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔学術研究振興基金・資金事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実　績　額 B	差　額 B－A
収入の部			
政府出資金	－	－	－
借入金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金	－	－	－
貸付回収金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
預金利息	－	－	－
国庫補助金	－	－	－
受入寄付金	－	－	－
受入基金	1	0	△　1
基金受取利息	6	17	11
雑収入	－	－	－
計	7	18	11
支出の部			
貸付金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付金	－	－	－
借入金償還	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	－	－	－
借入金利息	－	－	－
私学振興債券償還	－	－	－
債券利息	－	－	－
助成金	－	－	－
交付補助金	－	－	－
配付寄付金	－	－	－
学術研究振興費	80	81	1
人件費	18	17	△　1
一般管理費	2	1	△　1
業務経費	17	17	△　0
施設整備費	0	0	0
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－
雑支出	－	－	－
計	118	118	－

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔勘定共通〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実　績　額 B	差　額 B－A
収入の部			
政府出資金	－	－	－
借入金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金	－	－	－
貸付回収金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	－	－	－
貸付金利息	－	－	－
預金利息	－	－	－
国庫補助金	5	9	4
受入寄付金	－	－	－
受入基金	－	－	－
基金受取利息	－	－	－
雑収入	8	11	3
計	13	21	8
支出の部			
貸付金	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る貸付金	－	－	－
借入金償還	－	－	－
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	－	－	－
借入金利息	－	－	－
私学振興債券償還	－	－	－
債券利息	－	－	－
助成金	－	－	－
交付補助金	－	－	－
配付寄付金	－	－	－
学術研究振興費	－	－	－
人件費	441	431	△　10
一般管理費	90	91	1
業務経費	－	－	－
施設整備費	1	3	2
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－
雑支出	－	－	－
計	532	526	△　6

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

②収支計画

中期計画

平成30年度～令和4年度収支計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	
経常費用	
業務費	2,301,163
交付補助金	1,582,397
授業料等減免費交付金	582,681
借入金利息	16,983
債券利息	763
配付寄附金	110,135
学術研究振興費	400
貸倒引当金繰入	255
業務経費	7,547
一般管理費	3,140
雑損	－
費用の部計	2,304,303
収益の部	
経常収益	
補助金等収益	2,165,471
貸付金利息	28,050
寄附金収益	110,535
賞与引当金見返に係る収益	10
資産見返負債戻入	22
財務収益	0
雑益	44
収益の部計	2,304,134
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	△ 169
法人税、住民税及び事業税	0
当期総利益又は 当期総損失（△）	△ 169

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

令和元年度計画と実績

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔 合 計 〕　　（単位：百万円）

区　　分		年度計画 A	実績額 B	差額 B－A	
費用の部					
経常費用					
業務費		345,863	362,613	16,750	
交付補助金		317,837	316,627	△ 1,210	※1
借入金利息	①	4,089	3,215	△ 874	※2
債券利息	②	229	229	－	
配付寄附金		22,025	40,972	18,947	※3
学術研究振興費		80	81	1	
貸倒引当金繰入		51	－	△ 51	※4
業務経費	③	1,551	1,487	△ 64	※5
一般管理費	④	656	601	△ 55	※5
雑損		－	1,420	1,420	※6
臨時損失					
固定資産除却損		－	0	0	
前期損益修正損		－	90	90	
費用の部計		346,519	364,726	18,207	
収益の部					
経常収益					
補助金等収益		317,942	316,694	△ 1,248	※1
貸付金利息	⑤	6,368	5,476	△ 892	※2
寄附金収益		22,105	41,053	18,948	※7
財務収益		0	0	0	
雑益		8	1,431	1,423	※6
臨時利益					
貸倒引当金戻入		－	11	11	※4
前期損益修正益	⑥	－	92 ※8	92	
収益の部計		346,424	364,759	18,335	
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△ 95	33	128	
法人税、住民税及び事業税	⑦	0	0	－	
当期総利益又は当期総損失(△)		△ 95	33	128	
利息収支差（⑤＋⑥－①－②）	※9	2,049	2,033	△ 16	
人件費、一般管理費、業務経費等（③＋④＋⑦）		2,207	2,089	△ 118	

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

※1　交付補助金の実績減
※2　予算積算金利と実行金利の相違等による減
※3　配付寄附金の実績増
※4　貸倒引当金の減
※5　節減等による減
※6　補助金返還額の増等
※7　配付寄附金の実績増による寄附金収益の増
※8　うち90百万円は過年度に配付した寄附金の返還に伴う収益として寄付金経理に計上
※9　⑥前期損益修正益から寄付金経理に計上された90百万円を除外

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔補助事業〕　　（単位：百万円）

区　　分		年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
費用の部				
経常費用				
業務費		318,276	317,074	△ 1,202
交付補助金		317,837	316,627	△ 1,210
借入金利息	①	－	－	－
債券利息	②	－	－	－
配付寄附金		－	－	－
学術研究振興費		－	－	－
貸倒引当金繰入		－	－	－
業務経費	③	439	446	7
一般管理費	④	21	19	△ 2
雑損		－	1,420	1,420
臨時損失				
固定資産除却損		－	0	△ 0
前期損益修正損		－	－	－
費用の部計		318,297	318,514	217
収益の部				
経常収益				
補助金等収益		317,937	316,687	△ 1,250
貸付金利息	⑤	－	－	－
寄附金収益		－	－	－
財務収益		－	－	－
雑益		－	1,420	1,420
臨時利益				
貸倒引当金戻入		－	－	－
前期損益修正益	⑥	－	－	－
収益の部計		317,937	318,107	170
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△ 360	△ 406	△ 46
法人税、住民税及び事業税	⑦	－	－	－
当期総利益又は当期総損失(△)		△ 360	△ 406	△ 46
利息収支差（⑤＋⑥－①－②）		－	－	－
人件費、一般管理費、業務経費等（③＋④＋⑦）		460	466	6

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔貸付事業〕　　（単位：百万円）

区　　分		年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
費用の部				
経常費用				
業務費		4,801	3,803	△ 998
交付補助金		－	－	－
借入金利息	①	4,089	3,215	△ 874
債券利息	②	229	229	－
配付寄附金		－	－	－
学術研究振興費		－	－	－
貸倒引当金繰入		51	－	△ 51
業務経費	③	431	358	△ 73
一般管理費	④	23	14	△ 9
雑損		－	－	－
臨時損失				
固定資産除却損		－	0	0
前期損益修正損		－	－	－
費用の部計		4,825	3,818	△ 1,007
収益の部				
経常収益				
補助金等収益		－	－	－
貸付金利息	⑤	6,368	5,476	△ 892
寄附金収益		－	－	－
財務収益		0	0	0
雑益		－	－	－
臨時利益				
貸倒引当金戻入		－	11	11
前期損益修正益	⑥	－	2	2
収益の部計		6,368	5,490	△ 878
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		1,543	1,671	128
法人税、住民税及び事業税	⑦	－	－	－
当期総利益又は当期総損失(△)		1,543	1,671	128
利息収支差(⑤＋⑥－①－②)		2,049	2,033	△ 16
人件費、一般管理費、業務経費等 (③＋④＋⑦)		455	373	△ 82

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔経営支援・情報提供事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
費用の部			
経常費用			
業務費	554	564	10
交付補助金	－	－	－
借入金利息 ①	－	－	－
債券利息 ②	－	－	－
配付寄附金	－	－	－
学術研究振興費	－	－	－
貸倒引当金繰入	－	－	－
業務経費 ③	554	564	10
一般管理費 ④	32	22	△ 10
雑損	－	－	－
臨時損失			
固定資産除却損	－	0	0
前期損益修正損	－	－	－
費用の部計	587	586	△ 1
収益の部			
経常収益			
補助金等収益	－	－	－
貸付金利息 ⑤	－	－	－
寄附金収益	－	－	－
財務収益	－	－	－
雑益	－	－	－
臨時利益			
貸倒引当金戻入	－	－	－
前期損益修正益 ⑥	－	－	－
収益の部計	－	－	－
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 587	△ 586	1
法人税、住民税及び事業税 ⑦	－	－	－
当期総利益又は当期総損失(△)	△ 587	△ 586	1
利息収支差（⑤＋⑥－①－②）	－	－	－
人件費、一般管理費、業務経費等（③＋④＋⑦）	587	586	△ 1

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔寄付金事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
費用の部			
経常費用			
業務費	22,113	41,053	18,940
交付補助金	－	－	－
借入金利息 ①	－	－	－
債券利息 ②	－	－	－
配付寄附金	22,025	40,972	18,947
学術研究振興費	－	－	－
貸倒引当金繰入	－	－	－
業務経費 ③	88	81	△ 7
一般管理費 ④	5	3	△ 2
雑損	－	－	－
臨時損失			
固定資産除却損	－	0	0
前期損益修正損	－	90	90
費用の部計	22,118	41,147	19,029
収益の部			
経常収益			
補助金等収益	－	－	－
貸付金利息 ⑤	－	－	－
寄附金収益	22,025	40,972	18,947
財務収益	－	－	－
雑益	－	－	－
臨時利益			
貸倒引当金戻入	－	－	－
前期損益修正益 ⑥	－	90	90
収益の部計	22,025	41,063	19,038
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 93	△ 84	9
法人税、住民税及び事業税 ⑦	－	－	－
当期総利益又は当期総損失(△)	△ 93	△ 84	9
利息収支差（⑤＋⑥－①－②）	－	－	－
人件費、一般管理費、業務経費等（③＋④＋⑦）	93	84	△ 9

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔学術研究振興基金・資金事業〕　　（単位：百万円）

区　　分		年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
費用の部				
経常費用				
業務費		116	116	－
交付補助金		－	－	－
借入金利息	①	－	－	－
債券利息	②	－	－	－
配付寄附金		－	－	－
学術研究振興費		80	81	1
貸倒引当金繰入		－	－	－
業務経費	③	36	35	△ 1
一般管理費	④	2	1	△ 1
雑損		－	－	－
臨時損失				
固定資産除却損		－	0	0
前期損益修正損		－	－	－
費用の部計		119	118	△ 1
収益の部				
経常収益				
補助金等収益		－	－	－
貸付金利息	⑤	－	－	－
寄附金収益		80	81	1
財務収益		－	－	－
雑益		－	－	－
臨時利益				
貸倒引当金戻入		－	－	－
前期損益修正益	⑥	－	－	－
収益の部計		80	81	1
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△ 39	△ 37	2
法人税、住民税及び事業税	⑦	－	－	－
当期総利益又は当期総損失(△)		△ 39	△ 37	2
利息収支差（⑤＋⑥－①－②）		－	－	－
人件費、一般管理費、業務経費等（③＋④＋⑦）		39	37	△ 2

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔勘定共通〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
費用の部			
経常費用			
業務費	－	－	－
交付補助金	－	－	－
借入金利息 ①	－	－	－
債券利息 ②	－	－	－
配付寄附金	－	－	－
学術研究振興費	－	－	－
貸倒引当金繰入	－	－	－
業務経費 ③	－	－	－
一般管理費 ④	570	540	△ 30
雑損	－	－	－
臨時損失			
固定資産除却損	－	0	0
前期損益修正損	－	－	－
費用の部計	570	540	△ 30
収益の部			
経常収益			
補助金等収益	5	6	1
貸付金利息 ⑤	－	－	－
寄附金収益	－	－	－
財務収益	－	－	－
雑益	8	11	3
臨時利益			
貸倒引当金戻入	－	0	－
前期損益修正益 ⑥	－	－	－
収益の部計	13	17	4
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 556	△ 522	34
法人税、住民税及び事業税 ⑦	0	0	－
当期総利益又は当期総損失(△)	△ 556	△ 522	34
利息収支差（⑤＋⑥－①－②）	－	－	－
人件費、一般管理費、業務経費等（③＋④＋⑦）	570	540	△ 30

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

③資金計画

中期計画

平成30年度～令和4年度資金計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

（単位：百万円）

区　　分	金　額
資金支出	
業務活動による支出	2,861,801
交付補助金支出	1,582,397
授業料等減免費交付金支出	582,681
貸付による支出	305,000
長期借入金の返済による支出	223,848
借入金利息支出	16,982
私学振興債券の償還による支出	30,000
債券利息支出	769
寄付金の配付による支出	110,135
学術研究振興費の交付による支出	400
人件費支出	5,908
その他の業務支出	3,678
投資活動による支出	711
有形固定資産の取得による支出	42
無形固定資産の取得による支出	669
財務活動による支出	120
助成金の交付による支出	84
厚生年金勘定へ繰入れによる支出	36
計	2,862,633
翌年度への繰越金	24,325
資金収入	
業務活動による収入	2,861,820
国庫補助金収入	1,582,790
授業料等減免費交付金収入	582,681
貸付金の回収による収入	275,751
貸付金利息収入	27,974
長期借入による収入	282,400
寄付金の受入による収入	110,150
基金利息の受取額	28
その他の業務収入	44
利息の受取額	0
財務活動による収入	5
民間出えん金の受入による収入	5
政府出資金の受入による収入	―
計	2,861,825
前年度よりの繰越金	25,132

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

令和元年度計画と実績

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔合　計〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A	
資金支出				
業務活動による支出	462,595	466,042	3,447	
交付補助金支出	317,837	316,627	△ 1,210	※1
貸付による支出	62,700	48,525	△ 14,175	※2
長期借入金の返済による支出	45,594	45,385	△ 209	※3
借入金利息支出	4,068	3,226	△ 842	※4
私学振興債券の償還による支出	8,000	8,000	－	
債券利息支出	231	231	－	
寄付金の配付による支出	22,025	40,622	18,597	※5
学術研究振興費の交付による支出	80	81	1	
人件費支出	1,250	1,212	△ 38	
その他の業務支出	809	2,131	1,322	※6
投資活動による支出	117	25,398	25,281	
定期預金の預入による支出	－	25,077	25,077	
有価証券の取得による支出	－	200	200	
有形固定資産の取得による支出	3	26	23	
無形固定資産の取得による支出	114	94	△ 20	
財務活動による支出	－	－	－	
助成金の交付による支出	－	－	－	
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－	
計	462,712	491,441	28,729	
翌年度への繰越金	27,370	17,203	△ 10,167	
資金収入				
業務活動による収入	462,537	451,030	△ 11,507	
国庫補助金収入	317,942	316,696	△ 1,246	※1
貸付金の回収による収入	56,037	56,794	757	※7
貸付金利息収入	6,318	5,493	△ 825	※4
長期借入による収入	60,200	45,200	△ 15,000	※8
寄付金の受入による収入	22,025	25,292	3,267	※9
基金利息の受取額	5	25	20	
その他の業務収入	8	1,529	1,521	※6
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	－	25,334	25,334	
定期預金の払戻による収入	－	25,334	25,334	
財務活動による収入	1	0	△ 1	
民間出えん金の受入による収入	1	0	△ 1	
政府出資金の受入による収入	－	－	－	
計	462,538	476,365	13,827	
前年度よりの繰越金	27,544	32,279	4,735	

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

※1　交付補助金の実績減
※2　貸付金の実績減
※3　前年度繰上返済の影響による減
※4　予算積算金利と実行金利の相違等による減
※5　配付寄付金の実績増
※6　補助金返還額の増等
※7　繰上償還等による増
※8　貸付金の実績減による借入金の減
※9　受入寄付金の実績増

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔補助事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
資金支出			
業務活動による支出	318,285	318,471	186
交付補助金支出	317,837	316,627	△ 1,210
貸付による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
借入金利息支出	－	－	－
私学振興債券の償還による支出	－	－	－
債券利息支出	－	－	－
寄付金の配付による支出	－	－	－
学術研究振興費の交付による支出	－	－	－
人件費支出	251	236	△ 15
その他の業務支出	196	1,607	1,411
投資活動による支出	13	8	△ 5
定期預金の預入による支出	－	－	－
有価証券の取得による支出	－	－	－
有形固定資産の取得による支出	0	4	4
無形固定資産の取得による支出	13	4	△ 9
財務活動による支出	－	－	－
助成金の交付による支出	－	－	－
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－
計	318,298	318,479	181
翌年度への繰越金	△ 361	△ 362	△ 1
資金収入			
業務活動による収入	317,937	318,117	180
国庫補助金収入	317,937	316,696	△ 1,241
貸付金の回収による収入	－	－	－
貸付金利息収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
寄付金の受入による収入	－	－	－
基金利息の受取額	－	－	－
その他の業務収入	－	1,420	1,420
利息の受取額	－	－	－
投資活動による収入	－	－	－
定期預金の払戻による収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
民間出えん金の受入による収入	－	－	－
政府出資金の受入による収入	－	－	－
計	317,937	318,117	180
前年度よりの繰越金	－	－	－

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔貸付事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
資金支出			
業務活動による支出	121,023	105,731	△ 15,292
交付補助金支出	－	－	－
貸付による支出	62,700	48,525	△ 14,175
長期借入金の返済による支出	45,594	45,385	△ 209
借入金利息支出	4,068	3,226	△ 842
私学振興債券の償還による支出	8,000	8,000	－
債券利息支出	231	231	－
寄付金の配付による支出	－	－	－
学術研究振興費の交付による支出	－	－	－
人件費支出	223	202	△ 21
その他の業務支出	206	161	△ 45
投資活動による支出	28	4	△ 24
定期預金の預入による支出	－	－	－
有価証券の取得による支出	－	－	－
有形固定資産の取得による支出	0	4	4
無形固定資産の取得による支出	27	－	△ 27
財務活動による支出	－	－	－
助成金の交付による支出	－	－	－
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－
計	121,051	105,735	△ 15,316
翌年度への繰越金	3,969	3,926	△ 43
資金収入			
業務活動による収入	122,555	107,488	△ 15,067
国庫補助金収入	－	－	－
貸付金の回収による収入	56,037	56,794	757
貸付金利息収入	6,318	5,493	△ 825
長期借入による収入	60,200	45,200	△ 15,000
寄付金の受入による収入	－	－	－
基金利息の受取額	－	－	－
その他の業務収入	－	1	1
利息の受取額	0	0	0
投資活動による収入	－	－	－
定期預金の払戻による収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
民間出えん金の受入による収入	－	－	－
政府出資金の受入による収入	－	－	－
計	122,555	107,488	△ 15,067
前年度よりの繰越金	2,464	2,173	△ 291

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔経営支援・情報提供事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
資金支出			
業務活動による支出	534	476	△ 58
交付補助金支出	－	－	－
貸付による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
借入金利息支出	－	－	－
私学振興債券の償還による支出	－	－	－
債券利息支出	－	－	－
寄付金の配付による支出	－	－	－
学術研究振興費の交付による支出	－	－	－
人件費支出	281	256	△ 25
その他の業務支出	253	220	△ 33
投資活動による支出	69	93	24
定期預金の預入による支出	－	－	－
有価証券の取得による支出	－	－	－
有形固定資産の取得による支出	0	6	6
無形固定資産の取得による支出	68	86	18
財務活動による支出	－	－	－
助成金の交付による支出	－	－	－
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－
計	603	569	△ 34
翌年度への繰越金	△ 603	△ 569	34
資金収入			
業務活動による収入	－	0	0
国庫補助金収入	－	－	－
貸付金の回収による収入	－	－	－
貸付金利息収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
寄付金の受入による収入	－	－	－
基金利息の受取額	－	－	－
その他の業務収入	－	0	0
利息の受取額	－	－	－
投資活動による収入	－	－	－
定期預金の払戻による収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
民間出えん金の受入による収入	－	－	－
政府出資金の受入による収入	－	－	－
計	－	0	0
前年度よりの繰越金	－	－	－

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔寄付金事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
資金支出			
業務活動による支出	22,109	40,703	18,594
交付補助金支出	－	－	－
貸付による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
借入金利息支出	－	－	－
私学振興債券の償還による支出	－	－	－
債券利息支出	－	－	－
寄付金の配付による支出	22,025	40,622	18,597
学術研究振興費の交付による支出	－	－	－
人件費支出	40	40	－
その他の業務支出	43	41	△ 2
投資活動による支出	3	0	△ 3
定期預金の預入による支出	－	－	－
有価証券の取得による支出	－	－	－
有形固定資産の取得による支出	0	0	△ 0
無形固定資産の取得による支出	3	－	△ 3
財務活動による支出	－	－	－
助成金の交付による支出	－	－	－
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－
計	22,112	40,704	18,592
翌年度への繰越金	19,107	14,782	△ 4,325
資金収入			
業務活動による収入	22,025	25,383	3,358
国庫補助金収入	－	－	－
貸付金の回収による収入	－	－	－
貸付金利息収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
寄付金の受入による収入	22,025	25,292	3,267
基金利息の受取額	－	－	－
その他の業務収入	－	91	91
利息の受取額	－	－	－
投資活動による収入	－	－	－
定期預金の払戻による収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
民間出えん金の受入による収入	－	－	－
政府出資金の受入による収入	－	－	－
計	22,025	25,383	3,358
前年度よりの繰越金	19,195	30,103	10,908

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔学術研究振興基金・資金事業〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
資金支出			
業務活動による支出	117	114	△ 3
交付補助金支出	－	－	－
貸付による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
借入金利息支出	－	－	－
私学振興債券の償還による支出	－	－	－
債券利息支出	－	－	－
寄付金の配付による支出	－	－	－
学術研究振興費の交付による支出	80	81	1
人件費支出	18	15	△ 3
その他の業務支出	18	17	△ 1
投資活動による支出	1	25,277	25,276
定期預金の預入による支出	－	25,077	25,077
有価証券の取得による支出	－	200	200
有形固定資産の取得による支出	0	0	△ 0
無形固定資産の取得による支出	1	－	△ 1
財務活動による支出	－	－	－
助成金の交付による支出	－	－	－
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－
計	119	25,392	25,273
翌年度への繰越金	5,772	△ 26	△ 5,798
資金収入			
業務活動による収入	5	28	23
国庫補助金収入	－	－	－
貸付金の回収による収入	－	－	－
貸付金利息収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
寄付金の受入による収入	－	－	－
基金利息の受取額	5	25	20
その他の業務収入	－	2	2
利息の受取額	－	－	－
投資活動による収入	－	25,334	25,334
定期預金の払戻による収入	－	25,334	25,334
財務活動による収入	1	－	△ 1
民間出えん金の受入による収入	1	－	△ 1
政府出資金の受入による収入	－	－	－
計	6	25,362	25,356
前年度よりの繰越金	5,884	2	△ 5,882

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔勘定共通〕　　（単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
資金支出			
業務活動による支出	525	544	19
交付補助金支出	－	－	－
貸付による支出	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－
借入金利息支出	－	－	－
私学振興債券の償還による支出	－	－	－
債券利息支出	－	－	－
寄付金の配付による支出	－	－	－
学術研究振興費の交付による支出	－	－	－
人件費支出	434	460	26
その他の業務支出	90	84	△ 6
投資活動による支出	1	13	12
定期預金の預入による支出	－	－	－
有価証券の取得による支出	－	－	－
有形固定資産の取得による支出	1	10	9
無形固定資産の取得による支出	0	3	3
財務活動による支出	－	－	－
助成金の交付による支出	－	－	－
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－
計	525	558	33
翌年度への繰越金	△ 512	△ 545	△ 33
資金収入			
業務活動による収入	13	13	－
国庫補助金収入	5	－	△ 5
貸付金の回収による収入	－	－	－
貸付金利息収入	－	－	－
長期借入による収入	－	－	－
寄付金の受入による収入	－	－	－
基金利息の受取額	－	－	－
その他の業務収入	8	13	5
利息の受取額	－	－	－
投資活動による収入	－	0	0
定期預金の払戻による収入	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－
民間出えん金の受入による収入	－	－	－
政府出資金の受入による収入	－	－	－
計	13	13	－
前年度よりの繰越金	－	－	－

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

4　短期借入金の限度額

短期借り入れ予定なし

Ⅳ　その他業務運営に関する重要事項

１　内部統制に関する事項

理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組により、内部統制の充実・強化を図る。

（１）法人のミッションの周知徹底

中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容について、全職員に対して周知徹底を図る。

事業団助成業務における法人としてのミッションは、中期計画の前段に「基本方針」として明記している。この基本方針は、25 年 3 月 19 日開催の第 70 回運営審議会及び第 99 回理事会において審議された後、文部科学大臣の認可を受けたものである。

・事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議の会議資料や、理事会、運営審議会の議事録を内部職員向けに共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図った。

（参　考）

日本私立学校振興・共済事業団法　第２章　役員等（抜粋）

（役員）

第１０条　事業団に、役員として、理事長1人、理事9人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第１１条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

２　理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　監事は、事業団の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

４　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

５　監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

６　監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人（事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

７　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

８　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（リーダーシップを発揮できる環境の整備状況）

○理事会、運営審議会

理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備については、理事長並びに各理事の責任体制の明確化と意思決定の迅速化・透明性を確保する観点から、16 年度において事業団法の規定との整合性を図りつつ、理事会規程を整備し、業務運営上の意思決定機関としての理事会の役割を明確にした。

26 年 6 月の独立行政法人通則法の改正に伴い、理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制及び事業団の業務の適正を確保するための体制を整備するための事項を助成業務方法書に規定した。

また、助成業務方法書の改正に伴い、法人の「運営基本理念」及び「運営方針」を策定するとともに、理事会規程について、理事長を頂点とした意思決定ルールを明確化するなどの改正をした。

理事会は、理事長及び理事により構成され、各担当理事は、理事長が指示する業務運営の目標、基本的考え方（中期目標・中期計画・年度計画等含む。）の下で、担当する業務の執行方針を定め、その実施につき理事長に対し責任を負う。また、非常勤理事（4 名）は、理事会に出席し、事業団の外部理事の立場から業務運営全般について意見を述べるとしている。

これにより、事業団としての意思決定を行うべき重要な事項については、外部からの非常勤理事を含む理事会で審議したうえで、理事長が決定することとなっている。

また、監事は、理事会に出席し意見を述べることができるほか、理事長に提出した監査結果の報告書を理事会に提出することができる。

さらに、理事長が外部の有識者の意見を聞く諮問機関として、事業団の業務の運営に関する基本的事項について審議するため組織された運営審議会を設置しており、これにより業務運営の一層の適正性が担保されている。

理事会、運営審議会の会議資料や理事会、運営審議会の議事録を内部職員向け共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図った。

○執行役員会議

執行役員会議は、理事会で決定した基本方針等のもとで実施する、具体的な業務運営についての実質的な協議を行う場であり、理事会への提出議案を整理し、事前の調整等を行い、当面する懸案事項及び今後の重要課題について協議する機関として定期的に開催している。執行役員会議は審議決定機関ではないものの、「危機管理」、「法令遵守」、その他緊急事態には迅速かつ的確な対応を決定できる体制をとっている。

執行役員会議の会議資料を内部職員向け共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図った。

○人事

職員の採用、配置換、昇任、管理職への登用などについては、理事長により決定された人事異動基本方針に沿って、原案を作成し、理事長が決定・実施している。

また、部次長職の人事異動発令に際して、各担当部署における重要課題に対する取組の姿勢等について理事長から直接指示が与えられるとともに、その他の人事異動発令、管理職研修等の機会に事業団の職員としてあるべき姿勢について教示がなされている。

○予算、決算

予算の執行のうち、貸付事業における財源の調達などの重要事案については、理事長が決定している。

決算についても年度計画と同様に、理事会において審議し、理事長が決定している。さらに、財務諸表の信頼性を高めるため、監査法人の監査を受けているが、監査法人から監査意見を受領する際、財務諸表作成責任や内部統制を構築する責任が理事長にあることを確認している。

○契約

契約については、1,500 万円（政府調達適用基準額と同額）を超える政府調達案件（一般調達案件も含む）は、財務担当理事を委員長とする調達委員会において審議した後、契約金額により定められた専決者から承認を受けている。これにより理事の責任体制の明確化と権限の委譲により意思決定の迅速化が図られている。ただし、契約金額が 1 億円を超える契約については重要事案として、理事長が決定している。

（適切なガバナンスが行える体制整備）

・内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催（12 月 23 日）し、リスク管理委員会からの更新されたリスクマップ等の報告を基にリスク評価結果について審議した。
・内部統制委員会の審議結果に基づき、内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価（当該リスクの発生可能性・影響度）、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知した。

（２）外部監査の実施、内部監査の充実・強化

監事監査、監査室による内部監査に加えて、会計監査人による外部監査を引き続き実施し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、財務諸表の適正性及び信頼性を高めた。

○「財務諸表等に係る会計監査人による監査」

会計監査人による監査については、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、18 年度から自主的に導入してきた。27 年度からは事業団法の改正により会計監査人による監査が義務化され、以下の監査を実施した。

平成 31 年 4 月 2 日	平成 30 年度期末実査監査（現金・預金証書・たな卸資産等の実査）
令和元年 5 月 20 日～5 月 31 日	平成 30 年度期末監査
令和元年 6 月 17 日	平成 30 年度監査報告会
令和元年 11 月 18 日	監査説明会
令和元年 11 月 18 日	理事者とのディスカッション
令和元年 11 月 25 日～27 日、12 月 16 日	令和元年度期中監査
令和2年3月17日～19日	令和元年度期中監査

○監事監査・内部監査

以下のとおり監事監査・内部監査を実施した。

内部監査については、監事監査と連携を保ちながら、中期計画に基づき定期監査を実施する。実施にあたっては、重点事項を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項についてはその措置状況を検証した。

内部監査は、監事監査と連携を保ちながら、中期計画に基づき「平成 31 年度内部監査計画」を策定し、重点事項は、「リスクマネジメントの状況」とし、次のとおり実施した。

監事監査の実施状況

・監事監査

（会計監査）

月例監査（毎月実施）

決算監査（助成）　5月31日　経理第一課

（業務監査）

14件（うち助成業務3件）

私学経営情報センター　　6月27日

経理第一課　　7月24日

システム管理室　　2年1月21日

○内部監査の実施状況

内部監査の実施にあたっては、業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項についてはその措置状況を検証することとして、30 年度においては次のとおり実施した。

10件（うち助成業務2件）

契約課　　8月30日

総務課　　11月26日

（内部監査の結果）

・内部監査

業務監査：適正に業務が行われていることを確認した。

（法人の長に対する監査結果の報告状況）

内部監査の結果については、内部監査報告書を作成し、半期ごとに監査室長が理事長に報告のうえ監事に回付するとともに、執行役員会議にて概要を報告した。

（３）リスク管理

①中期目標の達成を阻害する課題（リスク）の把握と対応

○助成業務におけるリスクマネジメントへの基本的な考え方

助成業務においてリスクマネジメントを導入することは、中期計画や年度計画の達成を支援する仕組みを整備するとともに、以下の業務の向上を図ることができると考え積極的に取り組むこととした。

・マニュアル等の見直し・整備を行うことにより、業務の無駄の見直しにつながる業務の効率性、有効性の向上

・優先度の高いリスクの洗い出し、評価、分析による限られた人的資源・財源等の有効かつ効率的な配分
・優先対応を要するリスクを年度計画等に反映させるための根拠資料の作成
・リスクに対する職員の意識の向上

○令和元年度のリスクマネジメントに関する取組
・元年度のリスクの状況について、各部署に対してヒアリングを実施した（9 月 2 日～20 日）。その結果をもとに、各リスクの発生可能性や発生した場合の影響度の見直し、また、既に対応しているものや、新たに発生したもの等の精査を行い「リスク内容総括表」に反映させた。
・リスク管理委員会を開催（11 月 26 日）し、リスク管理について検討・審議し、リスクの評価結果を決定した（令和元年 12 月 3 日付決裁）。
・リスク管理委員会での審議結果について内部統制委員会（12 月 23 日開催）に報告した。
・内部統制委員会での審議に基づき、内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図った。事業団の抱えるリスク内容及びその評価（当該リスクの発生可能性・影響度)、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知した。

○危機管理体制等の整備・充実に関する取組
職員に多くの部署を経験させる観点から定期的な人事異動を行い、さまざまな職務に関する情報の共有化や相互の連絡・協調の強化に努めることにより、相互牽制の強化や担当者不在時の円滑な対応など、業務上の危機の発生の抑制を図っている。
また、事業団における危機管理体制等の整備については、九段事務所及び湯島事務所が地震災害等により被害を蒙った場合などの非常事態を想定し、職員等の安全及び財産の保全を図り、かつ業務の停滞を最小限に抑えることを目的として両事務所における災害対策組織並びに災害復旧活動等に関する必要な事項を定めた「日本私立学校振興・共済事業団災害対策要綱」（平成 16 年 11 月 17 日）及び「業務継続計画（ＢＣＰ)」(九段事務所版：平成 25 年 3 月 29 日、湯島事務所版：平成 27 年 3 月 31 日）を制定している。
元年度は、「原則として理事長は湯島事務所にて指揮・命令を行うこと」及び「勤務時間外における緊急参集可能な者とは、自宅から九段事務所まで 12㎞ 以内、かつ公共交通機関を利用できない状況で参集可能な者」としたことなどに伴い、九段事務所版の「事務継続計画（ＢＣＰ)」を改定した（令和 2 年 3 月 26 日付決裁)。
なお、要綱においては、以下の項目についても定められている。
＊ 災害発生時の職場における行動基準
＊ 災害発生時の活動にあたっての手順、心構え
＊ 災害発生時の任務分担（災害対策本部組織においてすべての職員がいずれかの災害対応グループに所属する）
＊ 職員の出勤判断基準
＊ 災害発生後の復旧・事業継続活動
＊ 地域住民に対する協力等
＊ 九段事務所・湯島事務所避難経路・避難場所

○国の公益通報者保護制度への対応

公益通報者保護法（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき、18 年度に「私学事業団公益通報者保護ガイドライン」を策定した。当該ガイドラインにより、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する公益通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図っている。

②年度計画の進捗管理

中期目標・中期計画・年度計画達成のための進捗管理及び評価体制

○助成業務に関する平成 30 年度計画業務実績自己評価書

30 年度計画の実績については「日本私立学校振興・共済事業団　助成業務に関する平成 30 年度計画業務実績自己評価書」として取りまとめ 6 月 24 日の理事会での審議を踏まえ決定し、6 月 28 日付で文部科学省に提出した。

○令和元年度計画の進捗管理

年度計画を達成するために、四半期ごとの年度計画の進捗管理を行っている。第 1 四半期については、特筆すべき実績が少ないことから第 2 四半期から進捗管理を行うこととした。中期計画、年度計画及び事業団ワーキングチームでの留意点を記載したシート「平成 31 年度計画（助成業務）の上半期実績と下半期以降の予定」（9 月 13 日作成依頼、10 月 11 日提出期限）を各課調整のうえ取りまとめ、11 月 13 日の中期計画・実績評価部会において、年度計画の達成を阻害する要因の把握・対応を行うことにより、進捗管理を行った。

第 3 四半期の進捗状況については、2 年度計画（予算及び人事等含む）策定の参考資料ともなることから各課からのヒアリングを行い、元年度の年度計画の達成状況及び達成見込みを 2 年 2 月 6 日の中期計画・実績評価部会で確認し、年度計画の達成を阻害する要因の把握・対応を行うことにより、進捗管理を行った。

２　情報セキュリティに関する事項

情報セキュリティの維持・改善

① 独法等監視システムの利用

独法等監視システムを利用し、サイバー攻撃等の不正な活動の監視が行えるよう 29 年度に不正通信監視システムを構築し運用を開始して以降、令和元年度においても引き続き同システムの運用を行った。

② 情報セキュリティ研修等の実施

情報セキュリティ対策を適切に実践するため、情報セキュリティ研修等を通じて、役職員の情報セキュリティに対する理解を深めた。

○「自己点検票」による調査を実施

7 月 4 日から 7 月 24 日の期間に、私学振興事業本部に勤務し、業務ネットワークに接続しているすべての役職員等に対して「自己点検票」による調査を実施した。提出率は 100%であり、実施手順書に違反する回答はなかった。また、調査後、自己点検に基づく改善チェックリストを、内部職員用ポータルサイトに掲載し、自己点検後のフォローを行った。自己点検票に基づく点検結果は、令和 2 年 3 月 4 日に情報セキュリティ委員会の構成員等に対して報告した。

○情報セキュリティ監査の実施

情報セキュリティ監査計画に基づき、下記のとおり 5 部署の情報セキュリティ監査を実施し、事業団の所有する情報が適正に管理されていることを確認した。

＊令和元年度情報セキュリティ監査を以下のとおり実施した。

4月 2日	情報セキュリティ監査責任者が同監査の監査員を指名
8月28日	総務部総務課・人事課、財務部経理第一課
9月 3日	助成部補助金課・寄付金課

○情報セキュリティ研修

私学振興事業本部に勤務する役職員等に対し、本年度は新型コロナウィルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 13 日から 27 日の間に資料及び教材動画を視聴する方法で情報セキュリティ研修を実施した。情報セキュリティ対策のテーマとして「あなたの組織が狙われている！標的型攻撃 その脅威と対策」とし、標的型攻撃の手口や具体的な被害事例の紹介及び標的型メールを見破る方法を説明し、情報セキュリティインシデントの対処について徹底させた。

＊研修効果を確認するため、アンケートを実施した。その結果、情報の取扱いや情報セキュリティ対策について、日頃から問題意識を持つことの重要性を再確認された旨の意見があった。

テ　ー　マ	実施期間(参加者数)
令和元年度情報セキュリティ研修	令和 2 年 3 月 13 日～27 日
	参加者数　　134 人

③その他

○助成システムの最適化

情報セキュリティ対策やシステムの効率化を目的とした助成システムの最適化を図るため、30年度コンサルタント業者に業務・システム分析を依頼し、報告を受けた。それを基に最適化の基本方針を策定するため、令和元年度は助成システムのうち基幹部分である私学情報DB及びe-マネージャについての分析を行った。

○内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の監査

改正サイバーセキュリティ基本法に基づきＮＩＳＣによる情報セキュリティに係るマネジメント監査と、ペネトレーションテスト監査の二つの監査が実施され、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」等に基づく施策の取組状況について、組織全体としてのPDCAサイクルが有効に機能しているか、また、サイバーセキュリティ対策を強化するための体制等の整備状況について監査が行われた。

３　施設・設備に関する事項

施設・設備に関する計画

令和元年度施設・設備計画

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

年度計画　　（単位：百万円）

施設・設備の内容	金　　額	備　　考
事務所設備更新	3	―

○令和元年度の施設・設備に関して、私学振興事業本部事務所設備更新を以下のとおり実施した。

・5階改装工事　　(7,452千円)

４　人事に関する事項

○私立学校の活性化に向けた勉強会

・当該研修は、私立学校の教育条件・経営の改善に向けたさまざまな取組を支援するために、改善方策の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営情報センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的として実施した。

・実施に際しては、以下の事項に留意した。

＊私立学校関係者を含む外部講師による実践的な講義内容であるため、私学経営情報センター職員以外の事業団役職員も参加対象とし、内容によっては文部科学省職員や学校関係者等にも参加の機会を提供すること。

＊今後の事業団に必要な人材を育成するという観点に立ち、部課長会で周知するとともに全役職員が閲覧できるポータルサイトでアナウンスをすることにより、職員の参加を促すこと。

・上記事項に留意し、以下のとおり実施した結果、参加職員数は延べ 300 人となった。

回　数	テ　ー　マ	講　師	実施日 （参加者数）
第１回	年金制度の概要と今後の方向性	事業団職員	5 月 29 日 （65 人）
第２回	① 放送大学におけるオンライン授業の展開について ② 私立学校における放送大学の利活用	放送大学教員 放送大学学園職員	6 月 26 日 （45 人）
第３回	年金運用とリスク管理	事業団職員	7 月 26 日 （55 人）
第４回	令和２年度概算要求について	文科省職員	10 月 2 日 （74 人）
第５回	私立学校法等の改正について	文科省職員	11 月 6 日 （61 人）

※ 第 6 回は新型コロナウイルス感染症への対応として中止した。

・研修効果を確認するため、アンケートを実施した。その結果、外部講師による研修は、時事問題や民間での意識・見解を知ることができ、私立学校法人が直面する課題の解決の参考になるなど、本研修の効果が確認された。

５　研修等助成に関する事項

研修等助成に関する計画

①教職員の研修等に対する助成事業

助成事業は、私立学校教育の振興上必要と認められる事業（私立学校の教職員の相互扶助、私立学校の教職員の福祉、私立学校の教職員の研修を目的とする事業など）を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、当該事業についての助成金を交付する事業である。現在、私立学校教職員の資質の向上のため一般財団法人私学研修福祉会（以下「福祉会」という。）が行う各種研修事業への助成及び私立学校教職員の福利厚生の充実を図るため、共済業務の年金給付事業のうち年金等給付整理資源・旧私学恩給財団既年金者増額費への繰り入れを実施している。

○私立学校教職員の研修事業に対する助成金の交付

国公立と並んで公教育の担い手である私立学校の教職員の質的向上を図るための研修事業は、我が国の高度な教育研究実現のために重要であり、私学振興の観点からも一層の充実、発展が望まれているところである。経営環境が厳しい中、国公立とは財政基盤の異なる私立学校の教育・研究の質的充実の観点から事業団が行う私学の研修事業への助成を行っているものである。

○厚生年金勘定への繰り入れ

従前の旧私立学校教職員共済組合が実施する年金給付事業に対して交付していた助成金は、平成 10 年の統合による事業団発足に伴い、勘定間の資金の繰り入れ処理となり、「長期勘定へ繰入れ」として整理した。その後、27 年 10 月の被用者年金制度一元化により「長期勘定」は「厚生年金勘定」と勘定名を変更した。

②一般財団法人私学研修福祉会概要（P.10 参照）

一般財団法人私学研修福祉会は、私立学校教職員の研修と福祉を図ることを目的として、昭和 31 年に全私学の総意のもとに設立された団体であり、私学教職員の資質向上を図るため各種の研修事業を実施するとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るために、各種研修会等の会議室、宿泊室を整備し、私立学校の中央センターとしての機能と役割を果たしその運営にあたっている。

現在、私学教職員の資質向上を目的として、各種研修会事業、海外研修事業、研修成果刊行等事業を行っている。

③助成金等の財源の確保

事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含むすべての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。そのうえで、決算において利益が生じた場合に、これを財源として助成事業を実施していることから、助成事業の充実は貸付事業における収益の確保が前提となっている。

④令和元年度の交付・繰入れ状況

元年度は、前事業年度において、損失を計上したため助成金の交付及び厚生年金勘定への繰り入れは行っていない。

表 1　福祉会への助成金交付額　　（単位：千円）

区　　分	平成 30 年度		令和元年度	
	対象事業費	助成金交付額	対象事業費	助成金交付額
各種研修会事業	－	－	－	－
海外研修事業	－	－	－	－
研 修 成 果 刊行事業等	－	－	－	－
計	－	－	－	－

(注1)　各種研修会事業：私立学校（大学、短期大学、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園）教職員の資質の資質の向上を図るため、幹部研修会、業務別研修会、教科別担当教員研修会、私学経営研修会、地区別教育研修会、全国研修会等の各種の研修会を行う事業。

(注 2) 海外研修事業：私立学校（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園）教職員の資質の向上を図るため、教職員を海外に派遣し、学術研究または教育事情及び私学の振興に関する研究調査等に専念する機会を与える事業。

(注 3) 研修成果刊行事業等：研修集録等の発行事業を通じ、私立学校教育の向上発展に寄与するとともに、私立学校教職員の利用に供し、私立学校教育の振興を図るため、図書室の運営事業を実施する事業。

表 2　厚生年金勘定への繰入れ額　　（単位：千円）

区　　分	平成 30 年度	令和元年度
既年金者年金増額費（注 1）	－	－
年金等給付整理資源（注 2）	－	－
計	－	－

（注 1）旧財団法人私学恩給財団に係る年金額の改定により増加する費用。

（注 2）昭和 29 年 1 月 1 日前の加入者とみなされた期間に係る年金額の改定により増額する費用。